

特別警備本部  
昭27.7.28和  
収才ノ211号

森田

期日呼出状

請求人 洪 起 聖  
外二九名

拘束者 美鴨刑務所長  
川上 悍

右当事者間の昭和二十七年(マ)才七九号人身保護法による釈放  
請求事件について判決言渡期日を昭和二十七年七月三〇日午  
前一〇時三〇分と指定せられたから同期日に当裁判所法廷  
に出頭せられたい。

昭和二十七年七月二十八日

最高裁判所大法廷

裁判所書記官 奥村 重

印

高 在 潤 殿

昭和二十七年(マ)才七九号

判決

東京都豊島区西巢鴨一丁目三、二七七番地 巢鴨刑務所内

請求者 豊山起聖(ト) 洪 起 聖

同 所 同 高野幸次郎(ト) 高 在 洞

同 所 同 金光詰洙(ト) 金 詰 洙

同 所 同 芝山義吉(ト) 李 義 吉

同 所 同 完山金威(ト) 金 威 鎮

同 所 同 徳山光男(ト) 洪 光 然

同 所 同 玄村鶴来(ト) 李 鶴 来

同 所 同 吳川善澤(ト) 吳 善 澤

官記書扱取	付	交	吉
	七月三日	昭和二十七年	昭和二十七年
			七月三日

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
所 所 所 所 所 所 所 所 所 所

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

金城昌雄	大川允商	新井英夫	清原正茂	石原辰雄	金林昌禱	三中駿錫	曹玉寿鉉	羅山德一
金	朴	朴	禱	鄭	金	車	曹	羅
昌	允	貞	允	殷	昌	駿	寿	三
植	商	根	杏	錫	禱	錫	鉉	在

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
松本明雄	新井昌浩	安原正茂	雲井英治	毛利俊之	伊泉東茲	正文文雄	新井鐘介	南原高昭	田村泰範	
産	秋	安	造	李	尹	朴	朴	梁	田	
銘	昌	正	雲	鳳	東	洵	鐘	承	表	
誠	浩	泰	國	種	茲	教	介	烈	範	

同所

金山祥壽二と、金 祥 龍

同所

交本錦泳二と、 朴 錦 泳

同所

同 陳 長 居

右代理人弁護士 加 藤 隆 久

滝 川 政 次 郎

松 下 正 寿

東京都豊島区西巣鴨一丁目三、二七七番地 巣鴨刑務所内

拘束者 栗嶋刑務所長 川 上 博

右代理人弁護士 長 野 潔

右当事者間の昭和二七年(マ)オ七九号人身保護法による釈放請求事件について、当裁判所は、  
次のとおり判決する。

主 文

請求者の請求を棄却する。

被拘束者を拘束者に引渡す。

本件手続の費用は請求者等の負担とする。

## 事 実

請求者代理人は、被拘束者を釈放するとの判決を求め、その理由として、被拘束者三〇名は、拘束者の主張する事実に基づき、拘束者主張の至暹により、拘束者主張の日時から、拘束者主張の場所において拘束されているが、被拘束者洪起聖外二八名は朝鮮人として、被拘束者陳長居は台湾人として、いずれも平和条約発効と同時に日本国籍を喪失し、それ故に朝鮮、台湾の属する国の国籍を取得したのであるから、平和条約第一条にいう「日本国民」に該当することなく、従って平和条約第一条による刑の執行及び赦免等に関する法律の適用をうける理由はないと述べ、拘束者代理人は、主文カー、二項と同旨の判決を求め、答弁書に基づき、拘束の日時は昭和二十七年四月二十八日午後一時三〇分、拘束の場所は東京都豊島区西巣鴨一丁目三、二七七番地巣鴨刑務所、拘束の事由は平和条約第一条及び平和条約第一条による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭和二十七年四月二十八日法律カー〇三号）カー五条以下の規定によるものであり、被拘束者らはそれぞれ日本国民として、別表相当欄記載の連合国の戦争犯罪法廷において、相当欄記載の年月日に、相当欄記載の刑に処せられ、その後日本国内に移され、平和条約発効のときまで日本国民として連合国最高司令官によりスガモ、ブリズンに拘禁されていたのであるが、平和条約発効と同時に連合国最高司令官により巣鴨刑務所長に残刑の執行のため引渡され、同刑務所に収容されたものであつて、平和条約第一条にいう「日本国民」に該当すると述べた。

## 理 由

拘束者は、日本との平和条約第一条及び昭和二十七年法律一〇三号の規定に基づく適法な拘束で

あると主張し、請求者兼被拘束者は、前記平和条約発効と同時に日本国籍を喪失したものであるから、拘束をうくべき法律上の根拠はないと主張する。

連合国は、戦争犯罪人に対し、極東国際軍事裁判所又は日本国内及び国外の戦争犯罪法廷において裁判を宣告し、その当然の順序としてこれに應ずる刑を科し来たのであるが、前記平和条約第一条においては右刑の執行を日本国に委ねることに関し規定をおいたのである。そして、いかなる要件の下に、戦犯者の刑の執行が日本国に委ねられたかというに、(一) 極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷において日本国民に裁判が宣告せられ刑が科せられたことへすなわち刑が科せられたときに日本国民であること、(二) 右戦犯日本人が平和条約発効の直前までに日本において(日本の刑務所であることを要しない)拘禁されていることへすなわち拘禁されている当時において日本国民であること、の二つの要件の具備することを要するのである。これらの要件の具備する限り、その後において国籍の喪失又は変更があつたとしても、前記条約による日本国の刑の執行義務には影響を及ぼさないものというべきである。

さて本件における被拘束者らはいずれも日本国民として別表相当欄記載の連合国の戦争犯罪法廷において、相当欄記載の年月日に、相当欄記載の刑に処せられ、裁判の後日本国内に移され、平和条約発効のときまで日本国内で日本国民として連合国最高司令官によりスガモプリズンに拘禁されていたものが、平和条約発効と同時に連合国最高司令官より拘束者である巢鴨刑務所長に残刑の執行のため引渡され、同刑務所に収容されたものである。この事實は当事者間に争がない。従つて本件拘束者の拘束は法律上正当な手続によつてなされているも

のといわねばならぬ。

よって、請求者の本件請求は理由なく、手續費用について人身保護法第一七条及び民事訴訟法第八九条を適用して主文のとおり判決する。

この判決は裁判官栗山茂の意見を除く他の裁判官全員の一致の意見によるものである。裁判官栗山茂の意見は次のとおりである。

いわゆる戦争犯罪人の処刑が平和恢復と関係なく、その後においても連合国においてそれを続行せんとする意図にかゝりがないので日本国との平和条約へ以下平和条約という一一条の規定の導入をみたものであろう。従て同条で日本国で拘禁されている日本国民に同条所載の法廷が課した刑を日本国において執行するものと規定されたとしても、これによって日本国において右受刑者に刑を執行する権利が発生したのではなく、それは依然として平和条約発効前から関係連合国が行使している建前のものである。されば平和条約発効後において新しい証拠が出て受刑者中無罪となるべき事由が生じても又前記一一条が日本国民と明示しているところから、これら受刑者中日本の国籍を喪失したため刑の執行を免除さるべき事由が生じたとしても、右条項はかかる場合に関し特別の規定を設けていないから、右事由については当該連合国が決定すべきところと解すべきであらう。もつとも日本国は刑の執行の義務を負っているから、前記の事由が発生したため日本国政府に右義務履行について疑義が生じたり、ひいては日本国政府と関係連合国政府との間に意見相違が生ずることが判明した場合は、外交交渉によって処理される外はないのである。

日本国が締結した国際条約の条項はすべて条約解釈の名の下に国内裁判所の判断に適合して



いるものではない。条約若しくはその条項の性質上国と国との契約関係だけを定めているものは、たとい国内裁判所の条約の解釈は国内法上の効果しか生じないとしても、その条項の解釈が直接右契約の内容に関係するものであつてみれば、右解釈は必然的に国の対外関係に影響するものであるから（日本国憲法九八条二項参照）、かゝる種類の条約の規定については国内裁判所が独自の判断をするのには適していないものであつて、国内裁判所も行政部の解釈を尊重すべきものである。

本件請求人等が平和条約の発効と同時に日本の国籍を喪失したとしても、平和条約発効後の現在において、日本政府（行政部）は請求人等は依然平和条約一一一条の日本国民中に含まれているとの解釈をとつていて、右解釈については条約当事国の間に争がないことは当裁判所に顕著であるといえるのである。果して然らば当裁判所としては日本政府の右解釈を尊重するのを相当とすべきであつて、徒によけいな文理解釈を試むべきではないと考える。而して日本政府の一機関である本件拘束者の拘束の理由は、日本政府の解釈によつていと信ずべき充分の理由があるから、本件請求は理由がないと断ぜざるをえない。

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官

田中耕太郎

裁判官

沢田竹治郎

霜山精一

井上登

栗山茂

“ “ “ “ “ “ “ “ “

本	谷	河	岩	渡	奇	島	小	真
村	村	村	松	田	藤		谷	野
善	唯	又	三	八	悠		勝	
太	一							
郎	郎	介	郎	郎	輔	保	重	殺

349

別表

氏名	裁判国	裁判年月日	刑期	備考
豐山起聖	英	二一、一〇、二三	終身	
高野幸次郎	和蘭	二三、二、二五	十八年	
金光詰洙	〃	二三、二、二五	十八年	
笠山義吉	英	二一、七、二六	終身	
完山金截	〃	二一、八、二二	終身	
徳山光男	〃	二一、八、二二	終身	
広村鶴来	〃	二二、三、二〇	二十年	
吳川善澤	〃	二一、九、六	十年	
羅山徳一	〃	二一、九、六	終身	
曹玉寿敏	〃	二一、八、二二	十年	

伊泉康敏	正木文雄	新井道介	南原高広	田村泰範	金城昌雄	大川允商	新井英夫	清原正茂	石原長雄	金林昌徳	三中霞錫
門前	〃	英	〃	和南	英	和南	濠洲	〃	英	和南	〃
二二、一、一〇	二一、二二、四	一一、六、二六	一三、三、一五	二二、五、一	二二、四、二	二二、二、二五	二一、九、一六	二一、七、二三	二一、九、六	二二、五、一	二一、八、二二
二十年	十五年	十五年	十五年	十五年	終身	十五年	二十年	十五年	二十年	十五年	終身

陳 長 居	森 本 錦 泳	金 山 洋 藤	松 本 明 山	新 井 昌 浩	安 原 正 茂	雲 井 英 治	毛 利 俊 之
〃	〃	〃	英	〃	和 蘭	英	和 蘭
二一、一一、一六	二一、八、二二	二一、九、六	二一、八、二二	二三、一、一二	二二、一〇、二一	二一、八、二二	二二、一〇、三
終 身	十 五 年	終 身	終 身	十 五 年	十 八 年	十 五 年	十 五 年
台 灣 人							

右は謄本である

昭和二十七年七月三〇日

最高裁判所

大法廷

裁判所書記

奥村重



上申書

請求者 洪 起 聖

外二十九名

拘束者 兼鴨川務所長

川 上 悍

右当事者岡昭和二十七年(マ)才七九号人身保護法による釈放請求事件の并論再開申立の別紙(申立の理由の最後部主張)として添附すべき書面別紙の通り提出する。

昭和二十七年八月 日

右請求代理人 加藤 隆久

松下 正寿

藤川 政次郎

最高裁判所大法廷 御中

## 第一

条約が才三国又は才三国人を拘束しない原理については請求訴状の請求原因才二項において国家の主权と条約の効力と題し左のとおり主張している。

## 二、国家の主权と条約の効力

講和条約の発効するまでは戦争状態の継続として、連合国によって日本が占領されたいから日本には完全な主权がなかつた。しかし悉約発効と同時に日本は主权を回復し独立国家として連合諸国から承認せられたのであるから、国際連合に加盟すると否とに拘らず、国際法上の独立国となつたのである。それと同時に日本としては他国の独立と主権を尊重しなければならぬ。故に従来日本の領土であつた朝鮮及び台湾に対しても国際法上それらの主権を十分尊重するのは当然のことである。このことは平和条約才二条にも明記されている。

その結果としては従来日本国民であつた朝鮮人及び台湾人もそれぞれ朝鮮及び中華民國の主权に服することとなつた。そうして平和条約は発効の日を基準として解釈すべき立前であるから平和条約発効の日に朝鮮人、台湾人は日本の国籍を喪失したのであるから平和条約才十一條によつて拘禁されるものは平和条約発効後なお日本の主权に服する日本国民だけを日本国が拘禁すべきことを定めたものと解するの補はない。このことは国際法上より生ずる当然の帰結であつて、これ以上に及ぶことは許されない。

蓋し國際條約は條約締結の當事國及びその國民を拘束するに止まるものであつて、條約に参加しない才三国及びその國民をも拘束する効力を有しない。

才一次世界大戦のとき、國際連盟がオランダへ亡命したドイツ皇帝ウイルヘルム二世（カイゼル）の引渡しを求めてこれを処罰しようとしたが、オランダは講和條約に参加していないことを理由としてこれを拒絶したことは有名な話である。

故にサンフランシスコ平和條約によつては日本及び日本國民を拘束することはできぬが、條約に参加しない、朝鮮及び中華民國又はそれらの國民を拘束することはできない。

## 第二

請求代理人加藤隆久はその弁論要旨才三項において「條約は才三国又は才三國民を拘束しない」と題し、又才四において「聯合國は國際信義を無視せぬ」と題し左の通り主張している。

三、條約は才三国又は才三國民を拘束しない。

拘束者は答弁書才四項（一）の口において、「平和條約によつて、才三人（非署名國人民）たる身分を回復した朝鮮人、台湾人に対する國際裁判の刑の執行を実施する权限を受諾することができぬかどうかは若干問題があるところであらう。條約は當事國を拘束するが、才三国にはその効力を及ぼさないのが原則であり、才三国は他國の締結した條約によつて、條約上の権利を取得することもなければ、義務を負わされることもない。しかしその條約によつて才三国が権利を取得したり、権利を侵害されたりすることがあるが、これは條約上の権利義務とは別問題である。したがつて才三国に不利益な條約も無効で



はない。たゞ條約がオ三国の権利を侵害する場合には、オ三国はこれに対し適当な手段をとりうるにすぎないであろう。本件の場合においては関係オ三国に予め諒解を求めた事蹟がある云々とのべている。

しかし條約上の権利義務と條約による権利義務とを區別することは、條約がオ三国又はオ三国人を拘束しないということの原則に何らの関係がないのである。かかる區別は觀念上の區別で實際問題としての區別ではない。條約に参加しないオ三国は條約上の権利義務をもたないことは当然のことである。條約がオ三国又はオ三国人を拘束しないということとはオ三国又はオ三国人は條約による権利義務を有しないと云うことである。換言すれば條約による効果はオ三国又はオ三国人に及ばないということである。但し條約による効果の内、単に権利又は利益のみを与えることは、オ三国を拘束するものでない、即ち不利益を蒙るものでないから、條約がオ三国を拘束しないという原則にそむくものではない。

故に平和條約オ二条において、日本が、朝鮮の獨立を尊重して、朝鮮本土及び附近の島嶼に対する権利、資源及請求権を放棄したことは、大韓民国の利益にこそなれ毫も不利益を及ぼすものでないから、右の原則にそむくものではない。このことは中国についても同様である。(平和條約オ二十一条参照)

拘束者はオ三国に対し條約上の不利益を負わしめることはできないが、條約による不利益は負わしめても、それは無効ではなく、この場合はオ三国はこれに対し適当な手段をとりうるにすぎないといっているが、この條約はオ三国又はオ三国人を拘束しないとい

う原則は、條約はオ三国又はオ三国人に不利益を及ぼすことができないということである以上、かかる不利益を及ぼす行為は結論的に無効といわざるをえない。故にその不利益を及ぼす行為を行う国が、行政上又は司法上その行為を中止せない場合には、外交交渉又は武力によって中止せしめ、更に損害があればこれが賠償を要求しうるであろう。拘束者のいう「この場合オ三国は適当な手段をとりうるにすぎない」ということは如何なる意味であるか。即ちオ三国又はオ三国人が異議をいったときは、その不利益を除くべきであるというのか。意味は判りきりしないが、少くともかかる不法な條約を受諾した場合にはオ三国又はオ三国人はこれが中止を求める権利のあることは明かである。本件請求人は日本の司法処分によって條約の不当解釈による身体の拘束の解除を求めているのであって拘束者のいう「適当な手段」をとっているといえるのである。條約がオ三国又はオ三国人に不利益を及ぼすことのできない原則については、平和條約オ二十五条には左のとおり規定されている。

「この條約の適用上、連合国とは、日本国に対し戦争状態にある国で、この條約に署名し且つ批准したものをいう。オ二十一条の規定を留保してこの條約はここに定義された連合国の一国でない如何なる国に対しても、いかなる権利、権原又は利益をも与えるものではない。また、日本国の権利、権原又は利益は、この條約のいかなる規定によっても前記のとおり定義された連合国の一国でない国のために減損され、又は害されることはない。」

がように規定されているのである。

即ち二十一条に定めた限度の利益を韓国と中国に与える以外の権利、権原及利益は、才三国に与えないことを明かにしているのである。この利益を与えないということは反面において不利益をも与えないことを意味することは当然のことである。

このことは、本条後段の、日本国が連合国以外のいかなる才三国からもその利益を侵されないと規定されていることによつても推察することができるのである。

故に平和条約を解釈する上においては、この才二十五条の原則を考慮に入れて解釈をしなければならぬ。従つてこの原則に従うときは平和条約才十一条の「日本国民」の中に條約発効後は、才三国人たる韓国人及び台湾人は包含せしめえないものといわなければならぬ。

又尙東者は、答弁書四項(三)の(四)において「本件の場合においては、関係才三国に予め諒解を求めた事跡がある」と云つてゐるが、それは如何なる意味であるかにつき、七月九日の審判期日に、尙東者に釈明を要求したが、要領をえなかつた。尤も「諒解を求めた」というので、「諒解を得た」とはいつていないが、若し「諒解を得た」という意味であれば、その事実を明かにすべきである。「諒解を求めた」とはあるかも知れないが、「諒解を得た」といふ事実はないのである。事實はそれとは逆で、日本政府は条約発効前に韓政府に対し、「條約発効までは仕方がないが、発効すれば直に釈放する」といふ言質を与えているのである。このことは疎甲才二号証として提出した「世界新報」といふ雑誌新聞の本年六月十四日附の社説によつても明かである。

四、連合国は國際信義を無視せない。

条約は才三国又は才三國人を拘束しないことに關する原則を、連合國は十分これを熟知している。故に連合國が條約発効後才三國人を拘束するといふような國際信義に背き正義に悖るような條約を、日本國に強要したと解すべきであらうか。大韓民國は一九四八年、昭和二十三年八月十五日國際連合がその獨立を承認し、中華民國は現在台湾に追込められてはいるが、依然として中國全土の主權を主張して、今なお中國の代表政として獨立主權をもつ國家として國際連合に加盟している。

さうして、平和條約才二條には、日本國はこれらの國の獨立主權を尊重すべきことを義務づけているではないか。

このように世界の平和、殊に東洋の平和と安全のために全力を傾注しつつある連合國が日本をして朝鮮人や台湾人を拘禁して、面接にこれらの國の主權を侵害するやうなことを強要しているとは到底考へることはできない。

尤も拘束者はヘーゲン交渉で、彼は「戦犯者とは戦争犯罪を犯した本人を指すのであるから、行爲時又は裁判時において日本人であるならば、すべて平和條約才十一條の日本國民に該当し、その後の國籍の変更、喪失は、刑の執行の対象たることにおいて何等影響はない」といつたといつてはいるが、これは極めて杜撰な解釈であるのみならず、彼は前述の如く條約の解釈をする何等の權限がないばかりでなく、更に後述する如く、講和條約そのものの本質を望みしない亂暴な解釈であつて、平和條約才十一條の精神と異なるものである。

平和條約才十一條は大體三段階に區別されている。即ち前段は戦犯裁判の支語であり、

中段は刑の執行であり、後段は赦免、減刑、仮出所に関するものである。そうして、ヘーゲンの云うとおり、戦争犯罪人とは戦争犯罪を犯した本人を指すことはいうまでもないことである。それなればこそ彼等は終戦と同時に捕えられ、殴打、虐待、拷問、饑餓等言語に絶する苦難をえて、しかも本件請求人の内五名の者は人遣いによる無実の罪を被せられているのである。そうして平和条約発効に至るまで七年の長きに亘つて異邦の囹圄に万斛の涙を吞んで囚われ、父母、兄弟、妻子の消息すら判明しない者も多数あり中には三人の兄弟が全部共産軍と戦つて戦死し、老母と幼児が饑餓に瀕している者もある。

終戦後七年にわたる日本の占領政治が終了して、日本が独立してから、日本で拘禁されている戦争犯罪人を如何に処置すべきやを規定したのが、平和条約第十一条である。即ちこれらの戦犯者の中、いかなる者を引継ぎ拘禁するか、又拘禁する者の赦免減刑等を如何にすべきかということを決めたのが平和条約第十一条なのである。

故にヘーゲンのいうような戦犯者だからすべて拘禁を継続すべきであるというよりは簡単な問題ではない。即ち十一条はこれらを引継ぎ拘禁することによる国際的、国内的関係を十分に考慮に入れて極めて慎重に作られていることを注目しなければならぬ。同条後段の赦免等に関し、裁判国の決定のみにとゞまらず、日本に勧告収を認めたといいうことなどは、日本の国内事情を考慮したものである。

平和条約発効後、才三国人となる韓国人や台湾人を引継ぎ拘禁することは、前述の如く終局的において不可能なことであるから、このことについても十一条は十分にこれを考慮

にいて、特に「日本国民」という意味を明かにしたものであることに裁判所の御関心を喚起したのである。

何となれば、条約は効力の発生するときを基準として解釈すべき立前でその条文が作成されているのである。そうして平和条約はダレス氏を中心として一九五〇年の秋からアメリカの手で起草せられ、一九五一年七月十三日、米英両国によって草案の全文が公式に発表されるまでは、アメリカを中心として連合国が約九カ月の月日を費して、あらゆる角度から検討が重ねられて慎重審議の結果と定められたもので、その一言一句にも粗漏のある筈はないのである。

そうして、平和条約は効力を発生する瞬間に、朝鮮人、台湾人は日本の国籍を喪失して大韓民国及び中華民国の国籍を取得するのであるから、もし平和条約が十一條が、これらの日本国籍を喪失すべき者をも引籠り拘禁する趣旨であれば、その意味を十一條に明記すべき筈である。然るに単に「日本国民」とだけに止めたことからして、日本の国籍を喪失する、韓国人及台湾人は条約発効後はこれを拘禁する趣旨でなかつたことが明らかである。

これは、日本と連合国との平和条約の効力を才三国である韓国民や中国国民に及ぼすことの不合理的な考慮にいられたものであろう。このことは、国際正義もしくは国際信義に重大な関係のあることであるから、たとえ、彼らが戦犯者であるとしても平和条約発効後もなおその罪を罰するということよりも、国際法上の原則を守り、正義と信義を重んじて彼らを除外したものと理解すべきである。

殊に日本のために働いた外国人を、たとえ敗戦したとはいえ、それらの者を日本国をして自ら拘禁せしめるというが如きは、人道上からしても日本国の到底忍びうるところではない。

自由と正義を愛好するアメリカを始めとする連合国の大多数が、かゝる非人道的な行爲を日本に強要するような野蠻な考えはもっていないであらう。

この良識は拘束者と云も、これを認めているのである。そうして答弁書の最後即ち第四項(三)において

「仮りに以上拘束者の主張が容れられないとしても、本件救済実現の方途は慎重に決せらるべきものと信ずる。けだし、人身保護規則第二条によれば、救済は釈放その他適当と認める処分をすることによつて実現するとある。本件において拘束者が請求者を拘束する権限がないとしても、日本国が承認した国際裁判の刑の言渡しが存在する以上、請求者等は、拘束者が請求者等を拘束する権限がないことによつて、無罪又は刑期満了となるわけではないから、裁判所による救済も完全釈放以外の適当な処分によつて、請求者等の救済が実現さるべきではないかと思われる。事柄は人身保護という極めて重大な問題であるとともに、国際条約の誠実遵守とも関係する微妙なる問題であることは多言を要しないところである。」

と述べているが、右拘束者側の言葉の背景には、請求人等を拘束することが日本国として如何に非人道的であるかということの責任感の潜んでいることを見逃すことはできない。しかし完全釈放以外に如何なる救済方法があるのでありましようか。

しかし平和条約第十一條の中に条約発効後は、露国人および台湾人はいらぬのであるといふことになれば、平和条約発効と同時に請求人は釈放されるべきものであるからそれで刑期が満了したといふことになつて、毫も不合理はないのである。平和条約の正しい解釈を下すことによつて釈放されたとすれば、それは条約の遵守義務に背いたものではなく、却つて条約を正しく遵守したものであつて、いさゝかも國際信義にもとるものではない。



写

昭和二十七年(マ)才一一六号

決定

東京都豊島区西巢鴨一丁目三二七七番地  
巢鴨刑務所内

申立人 共起聖

同所

高在潤

同所

金詰洙

同所

李我吉

同所

金通

同所

洪達然

同所

李鶴木

同所

吳善輝

課文  
長書

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	所	所	所	所	所	所	所	所	所
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
田	金	朴	朴	韓	鄭	金	車	雷	羅
泰	昌	允	貞	允	股	昌	駿	壽	三
範	植	商	根	哲	錫	禧	錫	鉉	祚

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

所 同 所 同 所 同 所 同 所 同 所 同 所 同 所

崔	朴	安	李	趙	尹	朴	朴	梁
銘	昌	正	鳳	雲	東	洵	鍾	承
誠	浩	燦	旼	國	鉉	教	介	烈

同

金 洋 龍

同

所

朴 錦 泳

同

陳 長 居

同

所

同

加 藤 隆 久

石代理人弁護士

松 下 正 寿

瀧 川 政 次 郎

兼 鴨 刑 務 所 長

相 手 方

川 上 俣

当裁判所昭和二十七年(マ)オ七九号人身保護法による釈放請求事件につき、当裁判所が昭和二十七年七月三日になした判決に対し、申立人から異議の申立があつたが、当裁判所は、裁判官全員の一致で、右申立を理由なきものと認め、次のとおり決定する。

主 文

本件異議を却下する。

申立費用は申立人等の負担とする。

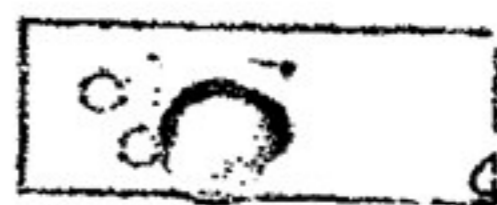
昭和二十七年九月一日

最 高 裁 判 所 大 法 廷

裁判長裁判官

田 中 耕 太 郎

711.2C1  
1962-



(가드3)

대사부일 - 콜롬비아, 1962-

右は正本である。

昭和二十七年九月一日

最高裁判所大法廷

裁判所書記官

奥村重

裁判官

本	谷	河	岩	藤	育	島	小	真	栗	井	箱
村	村	村	松	田	藤		谷	野	山	上	山
善	唯	又	三	八	悠		勝				精
太	一										
郎	郎	介	郎	郎	輔	保	里	毅	茂	登	一

昭和四年四月十六日提出

質問 第一一號

韓国及び台湾出身戦犯刑死者の措置に關する質問主意書

右の質問主意書提出す

昭和四年四月十六日

提出者 島上善五郎

衆議院議長 船田中殿

韓国及び台湾出身戦犯刑死者の措置に関する質問書に答

韓国及び台湾出身戦犯刑死者は、韓国が二十三人、台湾が二十六人

で合計四十九人であるが、これらの人々は兵役の要務はなかつたが日本国

の国策遂行の爲に昭和十七年六月、二六國年の契約で日本軍中に

徴用され、南方各地において従軍し、それかれ現地で終戦になつた

ものである。ところが、終戦後、従軍中の勤務が問責員とせ

聯合國の軍事裁判により処刑せられた者である。

しかるに、日本政府は、日本のため犠牲となつたこれらの刑死者

に対して今日に至るもなんらの措置を講じていないのは甚だしく無

責任不行の極と言ふのほかなく、まことに遺憾である。

よつて上記事項について質問する。

一、刑死者に対して今後いかなる措置を取るかの政府の方針を

お伺いしたい。

二、刑死者の遺族に対して政府は如何に処する事案をつぶさた報告し、且つ、礼をつくして遺骨をお渡しし、弔意を表明する事と考ふるが、それを行なう意思があるかお伺いしたい。

三、韓国出身戦死者同進会、台湾出身戦死者同志会から政府に対して刑死者の遺族補償が望まれるとの言を左方にし、なんら具体的誠意を示さず、今日なお未解決とまいているが、今後これに対してどう措置するかその方針をお伺いしたい。

右御質問する。



内閣衆議院第一号

昭和四十年四月二十二日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

衆議院議長 船田 中 殿

衆議院議員島上善五郎君提出

韓国及び台湾出身戦犯刑死者の措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員池上善五郎君提出韓国及び台湾出身戦犯刑死者の措置に

関する質問に対する答弁書

韓国及び台湾出身戦争裁判関係死没者については、一般戦没者とともに当該国政府に対し、死亡の時刻、年月等を記載して名簿を送付している。

また、日本政府が収集した遺骨は、台湾出身者については、中国政府に送付済みであり、韓国出身者については、数年前から韓国政府に引取り方を交渉中である。

なお、韓国出身者の遺族補償については、日韓会談の請求権問題の一環として韓国側は、徴用された韓国入軍入軍人及び労務者のうち死没被害に対する補償を要求しているが、本件交渉は、いまだ最終的妥協に達するにいたっていない。次に、台湾出身者の遺族補償については、元在日ところ、台湾人の日本政府に対する請求権処理の問題に関連して、「日本国と中華

民国との間の平和条約」(一九五二年四月二十八日締結、同年八月五日発効)の第三条の特別取極の一環として中国側と話し合うより他はないものと考え。しかしながら、わが方としては、本件交渉緒始方につき、昭和二十八年在華大使に中国側の意向を打診させて以来、機会ある毎に正式文書あるいは口頭をもって、しばしば督促しているにもかかわらず、中国側がこれに応じないため、いまだ実質的な交渉の開始に至っていない。

経 緯 の 概 要

昭和十七年六月 二ヶ年の契約で日本軍に徴用

二ヶ月の軍事訓練を受け、南方各地に派遣、軍務に従事。それぞれ現地で終戦となる。戦后軍務中のことが問責され戦犯に問われる。

刑 死 者	四九名
有 無 期 刑	二七二名
計	三二一名

現地刑務所で昭和二十六年八月までに日本集陽刑務所に移管さる。

昭和二十七年六月 日本弁護士連合会の働きを得て人身保護法に依り即時釈放を提訴するも同年七月三十日却下す。以後釈放促進日本人戦犯との差別待遇の撤廃、殊に昭和二十九年十二月新井氏、殊に翌昭和三十年五月伊泉、金林両氏の釈放を契機に、出所後の当面の生活問題として  
一 生活資金の支給もしくは貸与

一住宅轉讓

手就 機 轉 讓 等を要請した。

昭和三十年七月 閣議決定

一 一時居住施設

一 生業資金の貸付等

昭和三十年十一月 財団法人清交会（韓国）、財団法人友和会（台

湾）が設立された。爾來私達のあらゆる問題を援護している。

昭和三十一年二月 刑死者遺族に対して五〇〇万円の支給（一人当）

服役職犯者に対して逮捕日から出所日までを遡算、日当五〇〇円

也の割合にて支給（一人当）國家補償を要請する。

昭和三十一年四月五日 鳩山首相に面談

首相は警処を約され、爾後は私の代理として田中官房副長官に面談するよりにいわれた。

昭和三十一年七月十二日 岸本法務事務次官の主催する連絡協議会

が開催され、各關係省の次官及び局長らが参加協議。

経 緯 の 概 要

昭和十七年六月 二ヶ年の契約で日本軍に徴用

二ヶ月の軍事訓練を受け、南方各地に派遣、軍務に従事。それぞれ現地で終戦となる。戦后軍務中のことが問責され戦犯に問われる。

刑 死 者 四九名

有 無 期 刑 二七二名

計 三二一名

現地刑務所で昭和二十六年八月までに日本集陽刑務所に移管さる。

昭和二十七年六月 日本弁護士連合会の働きを得て人身保護法に依り即時釈放を提訴するも同年七月三十日却下す。以後釈放促進日本人戦犯との差別待遇の撤廃、殊に昭和二十九年十二月新井氏、殊に翌昭和三十年五月伊泉、金林両氏の釈放を契機に、出所後の当面の生活問題として  
一、生活資金の支給もしくは貸与

事情はよくわかつた。善処したい。

昭和三十三年八月二十一日 代表委員、堀本厚生大臣に面談

就任したばかりで、もつと勉強しなければならぬが、清交会々長田中武雄氏、友和会々長木村篤太郎氏とも懸念にしているからよく相談したい。

昭和三十三年九月十一日 清交会々長田中氏、要請書のことにつき

岸首相に面談

昭和三十三年二月三日 代表委員、田中龍夫副官房長官に面談

事情はよくわかつた。政府として誠心申訳けない。

総理も戦后処理のことを考えている。清交会々長田中氏、友和会々長木村氏とも相談の上早急に善処したい。

昭和三十三年二月二十六日 友和会々長木村氏、要請書のことにつ

き唐沢法務大臣に面談

法務大臣は愛知官房長官と相談の上善処したいと書明。

昭和三十三年三月九日 友和会々長木村氏、要請書のことにつき愛

知官房長官に面談

昭和三十三年三月二十六日

代表委員、田中龍夫副官房長官に面談

先日の次官会議に話したが結論を得るに至らなかつた。

明日の次官会議に廻りたい。

昭和三十三年四月一日

代表委員、田中龍夫副官房長官に面談

昨日の次官会議の決論として本日午後三時、清交会、友和会両委員団と協議することにした。

田中龍夫副官房長官の司会で、吉田内閣審議室長、渡辺内閣審議官、清交会々長田中氏、原田専務、友和会々長木村氏、徳永氏らが協議し、次の結論を得た。

一、問題の構性質上、大局的な観点から問題を解決する。

二、今後内閣審議室長は清交会々長、友和会々長と協議して促進を図る。

三、事務的なことは至急に内閣審議室長が担当して積極的に調査する。

昭和三十三年四月十五日 代表委員、渡辺内閣審議官に面談

新内閣が出来てから具体化されると思ふ。皆さんが納得がゆく様に政府として感意を示したい。

昭和三十三年六月六日 代表委員、田中龍夫閣官房長官に面談

国の財政のこともあるが、早急に善処したい。

昭和三十三年六月十八日 一般乗用旅客自動車運送事業申請（各三

〇台）

昭和三十三年十二月二十六日 閣議決定

一、慰養措置 二、生業確保 三、公営住宅の入居等

昭和三十五年七月十三日 一般乗用旅客自動車運送事業免許になる。

（各一〇台）

昭和三十七年十月 タクシー免許の獲得と免許後の事業経営のため

国家保補の交渉を一時中止していたが再開。

昭和三十七年十月二十三日 代表、細谷官房副長官に面談

懸案の国家補償を早急に解決する様要請した。



昭和三十七年十一月二十一日

代表、古谷總務副長官に面談

近藤参事官同席

細谷官房副長官の指示に依り、總理府の古谷副長官に面談し、これまでの経緯と國家補償を要請するに至つた根拠等について説明、早期解決を要請した。

古谷總務副長官の指示に依り爾後、近藤参事官に面談することになつた。

昭和三十七年十二月二十日

代表、近藤参事官に面談

近藤参事官は皆さんのことは最優先して善処すべきである。

日韓会談も事実上妥結している。責任をもつて年度内に解決したい。

昭和三十八年一月二十三日

代表、近藤参事官に面談

要請に依り資料を提出し、入院中の木村、巖本両君の件を厚生省から總理府に移譲した。

官房長官が、田中、木村両援護会々長に正式に面談の通知をする

ことになつてゐる。

昭和三十八年二月十一日 代表、近藤参事官に面談

参事官は才一殿階として細谷、古谷両長官、護国団体と話合い行  
政部にまわしたい。

昭和三十八年二月二十日 清交会の原田先生、近藤参事官に面談

昭和三十八年二月二十八日 代表、近藤参事官に面談

官房副長官のところに行き書類がいつてゐるから来週早々原田先生と  
一顧に会いたい。

昭和三十八年三月七日 代表、近藤参事官に面談

事務当局の意見は一致しており、成案を官房長官に提出してゐる  
ので連絡待ちである。

一 遺骨 二 補償 三 今後の生計 を骨子にした。

昭和三十八年三月二十二日 清交会・田中、原田先生、事務長官に

面談、近藤参事官同席

長官は関係者の瞭解を受けており、よく事情を聞いた上で、私の

腹をきめ、協議に報告して決めたい。協議はよくわかつた。具体的にどうするかは原田先生と近藤参事官が話し合つてもらいたい。

昭和三十八年四月十日

代表、近藤参事官に面談

昭和三十八年五月七日

昭和三十八年六月三日

清交会原田先生、青山参事官に面談

昭和三十八年六月七日

昭和三十八年六月十四日

昭和三十八年六月十九日 代表、青山参事官に面談したが、就任し

たばかりで、よく検討したいとのことであつたので、前任者である近藤氏に数回面談した。

昭和三十八年七月四日 代表、青山、広永両参事官に面談

昭和三十八年七月二十三日 代表、松永参事官に面談

広永参事官の暴言について遺憾の表明があつた。

経緯については細谷、古谷両長官に報告してある。

昭和三十八年九月四日 代表、松永参事官に面談

最終的に決つていない。廳長官の意見をお伺いした上、決めたい。

昭和三十一年九月十九日 清交会・田中、原田先生、古谷總務副長

官に面談、松永審議室長同席

長官は仲々むづかしい問題で、これまで統一がとれていなかつたが、積極的に考慮したい。

昭和三十一年二月十七日 清交会・原田先生、古谷總務副長官、松

永審議室長に面談

早く結論を出してもらひよう要請した。

昭和三十一年四月七日 清交会・原田先生、古谷總務副長官に面談

長官は、充分とは言えないが資料はこれでよい。

原田先生は資料も集つていふことだから早急に結論を出してもらいたい。

昭和三十一年五月八日 松永審議室長に面談

早急に解決方を要請した。

以上が交渉経緯の概要でございますが、昭和三十七年度内に私達の問  
題が解決されるものと確信しておりました。ところが人事移動、選挙  
等に依り未解決のまま今日に至っております。

## 国家賠償要請について

私達が日本政府に国家補償を要請するに至つた経緯は周知の通りである。今言及するまでもないことだが、本件解決のため鳩山内閣以来歴代内閣に交渉してきたが今日尙も決のまゝになつてゐる。

この間、日本政府はおそまきながら遅緩態度に亘り、私達に援護措置が構ぜられた。これらは日本政府がしばしば言明したように「取敢えず」の措置としてたされたこととは言ひまでもないことである。

ところが昭和三十七年十一月二十一日私達の代表と総理府古谷総務副長官近藤参事官との交渉の席上で、兼鴨刑務所出所者才三(国人の慰籍について(昭和三十七年十月十一日、内閣審議室)の

その内容の12は殆んど相違がないようである。但し、生業確保については閣議決定(昭和三三年一月二六日付)以前から免許基準に合致した諸準備を達え、夫々三〇台の免許申請をし、運輸省をはじめ主務当局に毎日の如く陳情を重ねたが、当局は閣議決定など全く無視した言動であつた。結局は田中武雄(清交会々長)先生が前岸総理大臣に直訴しやつと一〇台の免許を受けたのである。その後、増車にあつては、特別に配慮するよう細谷副官房長官名の覚書が運輸省に発せられてゐるが、なんらの特別の配慮がなかつたのである。現在、同進交通株式会社二二台、ペンギン自動車株式会社二三台の保有台数は、

過去二年間において、一般既存会社と同率で増車を受けたものである。また、日本政府は資金面においても具体的に相談に応じるといふ発言があつたので、私達は期待していたが、これとて実現出来ず、社債や小規模営業からくる経営の難に堪いでおり、勿論、一文の株主配当など望める状態にないのである。それから、一時住宅施設のことであるが、若干の賛助資金で承知のよりの六ヶ所の施設が出来る筈がないことは自明である。施設やその補修等で、援護団体に相当額の負債になつてゐることを附記したのである。

3. の補償要求に関連する法律の見解なるものは全くもつて心外に堪えない才である。従軍中の俸給の一部不払い及び天引貯金等は事実であり、退職金及び在監中の俸給等は連合軍の指令に依り……云々とあるが、日本政府は一独立国家として現段階でどう処理すべきかであつて、連合軍に責任転嫁をすべき性質のものではないと思われる。もし、日本政府の見解通りだとすれば、日本人戦犯の場合、恩給年限の満たない分については戦犯として在監中の期間を恩給年限に加算してゐる事実をどう解釈すべきか、に疑義をもたざるを得ない才である。また、日本政府は平和条約発効後、連合軍に代つて、私達を直接拘禁した責任を回送しようとし、最高裁判決の道法性を引用してゐるが、別冊裁判記録を一読すれば単なる法理解釈だけではなく、いかに複雑な事情のもとにそのよりの判決になつたかが伺われるであらう。

仮に日本政府の見解通りだとしても、兵役の義務のなかつた私達を強制徴用

し、契約不履行だけをもつてしても末節にある「日本政府としては補償要求に  
応ずべき義務はない………」と云うことが言えるだろうか。それは「否」  
と断言せざるを得ない。

私達は日本国家の契約不履行及び形式はどうあるかと強制徴用をしたことに  
ついては、多言を要する必要はない。幸いにして、私達を直接戦地に送り出し  
た当時の最高責任者である朝鮮総督府政務總監田中武雄（清交會々長）先生が  
健在でおられるからである。先生は日本政府の委嘱を受け私達の援護団体であ  
る清交會々長就任挨拶の中で「………」私は朝鮮の諸君に頭を下げたことがな  
い。しかし、諸君達には誠にすまないことをしたと思つてゐる。………」今後  
出来るだけ諸君のお世話をしたいと思つて会長就任を快諾した次才である。」  
と述べておられる。このことは、やはり、私達の今日に至るまでの経緯や境遇  
をよく知つておられるからだ。私達の深く感銘するところである。

また、私達の元上官らが、最高裁判所に提出した陳情書の一部を幾つか、左  
記に抜萃引用すれば充分であるからである。

野口 謙・元陸軍大佐、釜山教育隊々長、朝鮮俘虜收容所長

「………」右三千名の一部（二小队七〇名）朝鮮俘虜收容所に配属服務せし  
められ、約二年の後新要員と交迭、新要員は（前述と同様の者）終戦まで服務  
し、終戦の翌日を以て除隊帰郷せしむ。而して、收容所勤務中における対俘虜  
打撈殺打はなきに非ると雖も、彼らは全然逮捕せらるゝことなく元より起訴も



されず、その罪は几て收容所長に問われたり。」

福田恒夫、元陸軍大尉、釜山教育隊小隊長、シンガポール俘虜收容所員

「…………… 志願する者は極めて僅少であつたようです。その結果各道に割当制を実施し、各府、邑、面長（市町村長）並に警察、駐在所よりの勸説の結果自己の意志からではなく、四圍の状況から止むなく応募したという実状を当時の府、邑、面長や警察の勸告が単なる勸告にすぎざるものでなかつたことは想像に難くありません。志願という形式は採つておられますものゝ、その実は強制徴用であつたこととは否みません。」

それで、応募の条件としての最も重要な服務年限は二ヶ年となつていたのであり、軍もまた応募者もそれを前提として募集し、応募したものでありました。その他俸給の件も募集に際し公表されたものと、実際支給額とは若干の差異があり、それは常に実際支給額が少なかつたのであります。…………… ことゝで附記したいことは收容所には將校下士官が少なく、分遣所に依つては、一將校一下士官が一分所を兼任することがあつたのであります。それがためある部面には実質的に委任行為があつたのであり、その責任をこの人達に負わしめることは過酷と申さねばなりません。…………… もし二ヶ年経過したときに萬難を排して帰国せしめれば今日のこの悲境に陥ることがなかつたであらうと思ひ時遣に堪えません。……………」

河村秀夫、元陸軍大佐、爪哇バンドン拘留所分所長

「…………… 僅か二ヶ月の軍事教育実施の上、俘虜監視員としてその大部分が南方各地に赴き常に生死の巷を彷徨しつゝも、命のまゝに粉骨粹身の苦勞を甜めながら最も積極的に且つ忠実に日本に協力した者達であります。而して、二ヶ年の契約で除隊せしむるといふ国家保証も不履行のまゝ冷厳なる日本敗戦の事実依り、戦犯を以て遇せられ……………」

酒井 光・元陸軍々医大尉、爪哇俘虜収容所兼抑留所附

「…………… 当時連合軍に対する日本軍の感情はご承知の通り、敵愾心に燃えしかも人的物的不足の折柄、その俘虜、抑留者に対する管理方針、すべての命令指示は極めて厳格にして無為徒食を忌しく戒めたものであります。従つてその監視員に服務した韓国人に対する命令、指示も極めて厳格、命令に絶対服従を要求され、その命令は至上のものとして忠実に履行したにすぎずして、彼らには何らの権限も与えられていなかつたのであります。……………」

神谷春雄・元陸軍法務少佐、シンガポール才七方面軍司令部勤務

「俘虜の接する機会のも多かつた韓国人軍属、占領地行政の末梢において華僑その他現地人に接する機会のも多かつた台湾人通訳は対日感情の極めて険悪であつた終戦直後の報復的戦犯裁判における最大の犠牲者となつたのです。以上引用したものは、主として韓国出身戦犯者に対するものであるが、台湾出身戦犯者も同様な事情のもとにあつたことは言ひまでもないのである。

さらに、私達の代表が昭和三十一年八月十六日首相官邸で、田中副官房長官

岸本法務事務次官、木村厚生事務次官外両局長、事務官数名の会合の席上口述した冊別「才三國人戦犯者（韓國）の國家補償要請について」國家補償を要請する大要が述べられている。

上記田中武雄先生の挨拶や陳述書の中で述べられている様に強制徵用、契約不履行の歴然たる事実をなげに人と言えどもこれを至げるわけにはいかないだろう。日本政府は、能う限り二ヶ年をもつて復員させたというが、韓國出身戦犯者は朝鮮に残つた七〇名を除き、外地に從軍した者は誰一人として復員しておらず、また、台湾出身戦犯者は契約終了後、あえて全員を帰國させなかつた事實は明らかである。要は復員している者の問題ではなく、契約不履行のため帰國出来なかつた問題で、つまり、日本政府の契約不履行に依り、私達が受けた一切の損失について補償するのが私達に果すべき日本政府の信義であり、当然の義務であることは言うまでもないことである。しかも、戦犯になつた直接の事情が福田直夫、酒井光兩氏が述べている通りであるのだから、尙更、日本政府はその責任を痛感せねばならない筈である。

にもかゝらず、殊更今日に至つて、法律の見解云々は極めて遺憾千万である。

以上が日本政府の法律の見解に対する私達の考えである。私達は私達が受けた一切の損失ではなく、極く一部の補償を要請しているのである。

服役戦犯者に対して逮捕日から出所日までを通算日当五〇〇円也の支給

刑死者の遺族に対して五〇〇万円也の支給を要請しているだけである。

私達の本懸案は、もとより、因果性に依るものであり、法律的であるのみならず、日本国家の信義と道義的な重要な問題だと考える次第である。

この問題は、日本国対韓国、中国との国交に関係なく、日本政府対私達の問題である。故に、今日まで、私達がおかれていた境遇を理解しておられる多くの方々のご支援の下に独自の立場で日本政府と交渉をつとけてきたのである。日本政府対中国との国交は昭和 年にしており、韓日両国の国交正常化も妥結しようとしている。この際、日本政府は国家的責任において、最も身近な私達の本懸案を解決すべきである。

私達は本懸案の解決を強く要請するものである。尚、後日、名簿、服役年月日数等の資料を提出するつもりである。

昭和三十七年十二月十二日

韓国出身戦犯者同進会  
台湾出身戦犯者同志会

昭和三十一年八月二十五日

第三国人戦犯者(韓国)の  
国家補償要請について

韓国出身  
戦犯者

同 進



# □ 述要旨目次

一、私たちの生立	一
二、日本軍隊入隊当時の事情	一
三、日本軍隊服務中の諸事情	三
四、戦犯裁判前後の事情	五
五、戦犯服役中の諸事情	七
六、最高裁判所へ釈放請求訴訟	八
七、国家補償を要請する根拠	一〇
八、結語	一三

(注)この内容の記事は昭和三十一年八月十六日首相官邸で、田中副官専長官、岸本法務事務次官、木村厚生事務次官、外両省の局長数名、事務官数名の会合の席上口述したものである。

## 一、私たちの生立ち並びに現状

私たちがこの世に産れ出た時は、すでに私たちの祖國は日本の統治下に置かれていた。従って私たちの受け取った教育も日本的なものであり、勿論日本國家のために忠誠を尽すように教育させられたのだ。

このような私たちは少壮期から青年期にかけて、滿洲爭變、支那爭變を経て大東亞戦争というあの第二次世界大戦に際し当時の日本國家の強圧と周囲の情勢は無理やりに吾れを南方の戦場にさらすように運命づけられた。

そうして紅顔の青少年の時期に南方の戦場に出征し其の後引き続き戦犯に回られて理不尽にも牢囚の身となり惨苦をなめ悲歎に耐えて今日に至った。この回十数年を全く不本意ながら生活の反能を習得する機会にも恵まれ既に四十台に近い現在、又肉親、知人とも離ればなれの異邦のこの地で意にかなう就職口も容易には見つからず、それかといって各種の複雑なる争鬪で精竭すらも早きは考えられないような立場に置かれ、日を遣うって生活の困窮に落ち沈められつつある。

## 二、日本軍隊に入隊した当時の事情

私たちは昭和十七年六月釜山の野口部隊に入隊させられた。入る時の形式は「志願による」ということではあったが、既に戦争も二年目を迎え私たちをどこに使用するかどうかということも決っており、所定の人数は当然揃えなければならぬ事情のもとでのことであれは当時の朝鮮に於ける周囲の雰囲気と相まって実質的には強制的な面が多分にあった。

いわゆる当時のことではいへば募集といひ

イ、募集者 朝鮮総督府

朝鮮軍司令部

ロ、任務 停戦監視

ハ、身分 陸軍軍属 傭人

ニ、待遇 本 俸 五〇円

ホ、服務年限 二ヵ年契約

（上記の事項は昭和二十七年六月最高裁に私たちが釈放を請求して提訴した時、元上官諸氏の最高裁長官に提出した陳述書並に口述書による）

そして私たちは金山野口部隊において二ヵ月の訓練を受けた。

イ、入隊当初宣誓式を行い軍属法を堅く遵守すべきことを誓約これ署名捺印せしめられた。

（軍属法には上官の命令はそのことの如何を問はずたばかりの服従すべきこと等が明記された）

ロ、精神教育は軍人勅諭を経とし戦陣訓を楯としたものであった。

ハ、術科は軍律的訓練で初年兵教育と同様であった。

（然し國際法とか直接停戦の取扱については必要な法令法規等は一切ふれてもくれなかつた）



訓練中の二ヵ月間に私たちが口五日は口の中がくじやくじやくになる程殴りされて食事もろくろくかめない程のむごい非人間的な取扱を受けた。そのような二ヵ月の後私たちは南方各地に派遣され一部約七〇名は朝鮮に残され朝鮮俘虜收容所に配属された。出発の際には壮行式を行い当時の政務総監朝鮮軍参謀長も来場して口を調べて「請君は陛下の赤子として召されて出征するのであるから、鬼畜米英を打ちてしまわむと迄赤誠を尽して軍務に服務せよ、留守家族のことは皇國の責任に於て一切後顧の憂いのないように萬全を期して尽してやる」と言明した。

（それなのに私たちの遺家族や留守家族たちは一家の支柱である私たちが現在のような境遇に陥った故に破産し、死亡し、離散し、あるいは路頭に迷っている。一体日本政府は空手形を発行したとでもいうのだからか）

### 三、軍隊服務中の詰事情

私たちが南方に派遣されてそれぞれの服務地に配属された当初、配属入隊式を行いその席上で、当時の俘虜收容所の所長の一少将（後中將）は「俘虜は我が皇軍が尊い命を犠牲にして獲得した敵である。故にこの俘虜を逃亡させたものは銃殺に処しこれに同情を示したものは皇軍に反逆したものととして厳罰を以て処断する。依つて監視人であるお前たちは要にもこのことを忘れるな」といった。

この訓示の示す通り私たちは常に後には日本人である將校下士官に厳重に監視され人間としてしのびないような口めにおらいつて困苦している俘虜を前にして私たちはまるで板ばさみのような苦しい勤務をした。

俘虜の糧食があまりにも少くて命令通りの作業を進行としない時、あまりにもひどい打撃なので俘虜にもう少し糧食を贈給しなければと經理將校に上申すればその經理將校は「俘虜は敵だぞ一人でも多く死ぬねば死ぬ程よいのだ、余計なことを口出しするな」ととなりれ段打されあけくのはて軽い場合が營倉、ともなくは陸軍刑務所行きが私たちの仙り着く場所であった。私たちは上官の命令はそのことの如何を回わすために服従すべきことを言われこれに。機械よりもなおみじめな奴隷よりもなお悲しい。二等兵殿にし敬礼し服従し重傷 軍大よりもなお序列が下だと日本軍人にどなられた。植民地人の重傷陣員なのため

当時日本人であれば同じ重傷でも、その本人の学歴経歴、技能に応じて階級があたえられたのに私たちは一切そのような処遇どころか、常に厳しい監視下に、豪富のジヤンケル地帯や孤島にて雨の日も風の日も野ざらしにこれながら晝夜をわかつたぬ激務に追いまわされたいなまれねばならぬ身分であった。

#### 四、戦犯裁判前後の事情

昭和三十年八月十五日、いくら忘れようと努めても忘れられない日。この日から私には新しい支配者によって死の行進が強制させられた。戦犯容疑者として連合軍に逮捕され、一日僅か一〇〇〇カロリー（普通人で一日＝六〇〇カロリー以上必要）の食物が支給された日が数年続いた。囚体は骨と皮がくっつく程にやせ細り、黒こけ、目まいはする。炎天下で重労働は強制され栄養失調云々どころのさわぎではない。それに晝も夜もむごい殴打にさらされた。それから取調しろくろくされずに起訴状にサインを強制され、戦犯裁判廷に立たされた私には目まいがし、恐怖心かられてものもよういえなかつた。何故だったろう。南方一帯で直接俘虜に接触するのは白下の國策だったのが植民地出身の私たちだった上官の監視と命令をうけて、しかし俘虜の数は非常に多く中には性質のよくないものもいるので、それらをまとめて軍規を保ら命令を実行して行くのは容易ではなかつた。そのために時には俘虜のピンターをはるくらいのことばあった。そうした場合一般に不自由な生活をしている俘虜たちの心理としてすぐでの不満が私たちに集中して向けられ私たちが見てきた私たちの力の最善を尽した最大限である面倒も何の役に立つかえってわざわいされたのであった。

迫害、私たちは今真剣にこの言葉のもつ意味を感味している。戦犯当時の事情の一端を当時南方軍の一裁判長であった、元陸軍法務少佐神谷善雄氏が昭和二十七年六月最高裁長官に提出した陳述書から引用しよう。

「戦犯裁判における彼らの立場」

今まで軍隊的統率下に抑えられていた夫々の民族意識が昂まる一方既に解体の運命を予約された日本軍内部の階級觀念が漸次崩潰に伴い軍の統制が弱化するにつれて日本人との間の疎隔が表面化するに至り、このような状況下において戦犯容疑者の検挙が行われたはその当時でもまだ、日本軍の上官の決断と措置如何に依つては私たちが病院に入院さすなり名前をくらまして他の部隊に転属さすなりして多少の困難を伴うとも何とか救助する方途は残されていたのだ。」「

戦犯裁判が始められた。待遇と接触する機会のも多かつた韓國人軍属は対日感情極めて険悪であつた終戦直後の報復的戦犯裁判における最大の犠牲者となつた。

しかも裁判となれば彼らの上官であつた日本人との間に種々の利害の相反する場合もあつて、その間いろいろと不愉快な暗闘などもあつた。命をかけたの上断場なのに弱い私たちが殆んど死刑にされるはめにおちいつた。その上彼らは殆んど必ずこのような上官と一箱に起訴され一箱に法廷に立つことになり常に起訴と同時に公判期日が通知されるという有様で、ろくに弁護人と打合せも出来ずに法廷に立たねばならぬ場合が多かつた。一箱に起訴された日本人にも、ましてや彼等の利害が充分護られなかつた憾が多し。又日本語による微妙な思想、感情の表現が思うようにはゆかない彼等にとって裁判における不利な立場は思うにあまりあるものであつた。勿論法廷で彼らをかばい今でも敬愛せられてゐる旧上官もいるが私たちがそのような人々は終生心から敬愛するであらう。

概して彼らの心情においてはこの思いも及ばなかった。

戦判裁判において日本人の旧上官には見離され弁護人にすら見離され、結局日本は彼らに何の保護も与えなかったということは事実であり、この意味において彼らが非常気味の毒な局面に立たされたという事実を忘れることはできない。

このようにして私たちは戦犯者という残酷な烙印がおされたのであった。だが私たちは反省している。連合国の軍人である俘虜を殴打した事実を、それが日本軍の軍隊教育の伝統の影響が多分に私たちの行動を支配したのではあっても、私たちは人を殴った事実が否定出来ないし、よくないことをしたという良心のこじやぎに伏せねばならないから。

## 五、戦犯服役中の諸事情

当時若かった平均年令二十五才の私たちは或るものは死刑の宣告を受け、人類の平和を本当に心底から希求し、世界の福祉を心から希願した。

以下死の寸前までに書いた趙文相君の手記を抜萃する。「この世よ幸あれ、絶望の深淵には舌痛はない、そもそも希望に口舌に舌痛を伴う。この世のすべてのことに絶望した時迄は人間は安心する。浮世のはかなき時日に何故相傍さ、相離まねはならぬだろう。日本人も朝鮮人もないものだ。皆東洋人じゃないか、いや西洋人だって同じだ云々」としていくら過去の行為が不都合であらうとし妻や子のある年長者の旧上官を生かして一人もの苦

い私たちが犠牲になつた方が最少限の犠牲になることなら、人間相互間の悲惨事はもう二めんだ。旧上官が生きることによつて彼の妻子が幸福になれることを思えば従容と死に向かつた。

そして重刑を科せられた者は口采する日も来る日も空腹をかかえて肉体的重労働と精神的重圧にあえぎながら外国の監獄の鉄鎖にしばられて、文字通り生か死かの線上を彷徨するようになった。

それに加えて祖國の動乱、あれ程希求せしめく私たちの犠牲によつて二度とこの世に戦争が起らないならと念願した平和が破れ兄弟同胞が殺しあうあの動乱が祖國に勃発しようとは、故郷は灰燼し、田畑は荒れはて、人心は乱れ、妻や子や老いたる父母は死亡し又は離散して路頭にまようようになつた。このような時「何が僕らをこのようにしたのか」と向い、無理に強権で徴用し最下級の軍属傭人として白人俘虜を監視せしめ大馬の勞をうくことしたあけく日本は私たちの身柄まで連合國に売り渡した。その結果、父母や肉親の悲惨な実情を知りつつもどうにもならなかつた私たちの心境を日本人の道義心に向うことは不当だろうか。

## 六 最高裁判所へ釈放請求訴訟

私たちが南洋關係戦犯者は昭和二十五年一月兵領關係戦犯者は昭和二十六年八月それぞれ業

賜プリズンに移管された。そして講和条約にすべての期待をかけたのであった。だがはたして講和条約は私たちに何をもたらしたのであつたかそれは今度は、日本政府の手によつて直接拘禁の辱しめの苦遊をなめさせるはめとあいなつたのである。日本には八〇〇〇万の人間が住み、宏大な皇宮には天皇が如前と生きてゐるのに運命の多岐というにはあまりにも残酷なことであつた。

それは又私たちに残された最後の信義というものに対する一すじの信賴の糸すらも断ち切る無情な仕打ちであつた。そこで私たちは、日本弁護士会の加藤隆久先生の熱誠あふれる御厚意に依り昭和二十七年六月十四日東京地裁に人身保護法による釈放請求の訴訟を起したが最高裁は東京地裁の審理をゆるさず直接最高裁で裁判することにしてしまつた。そしてその判決は「刑が課せられた当時日本國民であること」との理由で私たちの訴訟を却下し、連合軍が私たちに理不尽な刑を科したことは一切不問に附し、最高裁までも私たちに刑務所拘禁といふはえある恩典を御下賜あそばされたのであつた。

都合のいいときは「日本人」だ、都合の悪いときは「朝鮮人」だと馬鹿にし同胞からは対日協力者だととげすまれ、連合國から極悪非道な重罪者にこれ、この地球上に五尺の小さい体すらも入れるところのなくなつた私たちの行き着くところをよくもあてえてくれたものだ。これで日本に法が守られ、道義心がたて直されるなら、それこそ新しい不思議な地球上にもう一つふえるだらうに。

七、國家補償を要請する根拠

○ 兵役義務のない私たちに日本は國家遂行のために從軍を強制した。

○ 二ヶ年の從軍という契約を不履行した。

昭和二十七年六月最高裁長官に提出した元シンガポール俘虜收容所員陸軍大尉福田恒夫氏の口供書の抜萃「応募の条件としての最も重要なる服務年限は二ヶ年となっていたのである。軍も、また応募者もそれを前提として募集し応募したものであります。」「応募の時に念頭においていた二年経てばを際りどころとし軍属職員という最下級の地位に甘んじながらも眞面目に勤務していたこの人達……」「それで二年という年限の証明として朝鮮に勤務していた人達は二ヶ年で交代を致して居る事実で足りる。」「もし二年経過した時に萬難を排して帰國せしめれば今日この悲境に陥ることがなかったであろうと思ふ時遺憾に堪えません。」

（昭和二十七年六月最高裁長官に提出した元金山野口部隊部長として私たちに二ヶ月の訓練を施した責任者であり後朝鮮俘虜收容所長であつた陸軍少将野口讓氏の口供書より抜萃）

「三十名の一部（二小隊七〇名）は朝鮮俘虜收容所に配属服務せしめられ、約二年の後新要員と交送、新要員は終戦迄服務し終戦の翌日を以て除隊帰郷せしむ、而して、收容所勤務中に於ける対俘虜打撃隊打はなきに非ると雖、彼らは全然逮捕せらるることなく元より起訴もされず、其の罪は凡て收容所長に向われたりし。



○ 南方に出発する壮行式のご朝鮮總督府政府政務總監田中武雄氏の日本政府と日本國民を代表してなした言明に対しての不実行

○ 従軍中の差別待遇によつて不当なる取扱に対する責任並びにそれによつて生じ得る多くの不利益に対する要求

○ ポツダム宣言を受諾するに当り日本政府は天皇のことは深く考慮を払い聯合國の承認を得ながら私たちが十三國人戦犯者の立場を考慮しなかつた無責任と不道徳ハポツダム宣言には領土のことが明記されているし、又韓國の独立はその以前の聯合國諸協定、宣言等によつて予め明白にされていた事由を思い返してもらいたい

○ サンフランシスコ講和条約締結の際日本政府は私たちの存任を充分知りながらし考慮を払わなかつた無責任と不道徳

○ 日本政府の手による直接拘禁の道義的責任と非人道的な不当性

○ 日本人の戦犯者の刑務所服役期限を恩給年限に通算する争案

○ 私たちの精神的肉体的損失へ前記福田氏口供書より

「現任に於ては國家が契約不履行により拘心両面に与えた無量の損失の幾分でも補償してあげることが考慮せられねばならない。」

○ 募集のとき公表した本俸五〇円が南方においては実施されなかつた故にもらえなかつた差額の要求

(前記福田氏口供書より)

「俸給の件も募集に際し公表されたものと實際支給額には差異がありそれは常に實際支給額が少かつたのであります。」

(その差額三年間を通算して一五〇〇円)

○ 強制貯金をされたその貯金の要求

(三年間を通じて強制的に天引貯金された額は大体一人平均三、〇〇〇円)

○ 退戻金を払うようになっていたのに払へらには支給されなかつた退戻金の要求

(その額は八〇〇円であり戦犯者に向われなかつたものには支給された。)

○ 速捕日より出所日迄の未払俸給の要求

(昭和二十年七月大体払らるの俸給は月額一五〇円くらいであった。)

上記の諸所に記録した金額は全部終戦前の金額を記録したのであるから今仮りに滿十年服役したものを例にとつて今の金額に換算すれば、二〇〇〇倍として、当然さうするべきを、未だにもらつていない分だけでも

	当時の金額	現在の金額
イ、本俸の差額	一五〇〇円	三〇〇,〇〇〇円
ロ、天引貯金	三〇〇〇円	六〇〇,〇〇〇円
ハ、退任金	八〇〇円	一六〇,〇〇〇円
ニ、一〇年間の未払俸給	一八〇,〇〇〇円	三六〇,〇〇〇円
計	四百六十六万円	一,〇二〇,〇〇〇円

その外青香を降に小り、あらゆる不利な諸損失を計算すればおそらく五六百万円では足りないことであろう。故に私たちは本当に正確に計算して日本政府に補償を要求すれば、一人当たり一千万円は超すことであろう。

だが私たちの要請額は

ノ、死亡者、他死その他一柱当 五,〇〇〇,〇〇〇円

ハ、速捕日から出所日までを通算日当五〇〇〇円しか要請してないのである。

はたして私たちの要請が不当であろうか、若しそれが不当であれば私たちに得たの行

くように一々説明して欲しいのである。

更に又つけくわえれば、日本政府に対して私たちは忠誠こそ尽せ、日本の法律を犯したおぼえは全然ないのである。あたりまえからいえば日本政府から刃先に対する報復を受ける権利はあっても、刑務所にたたままれて辱めを受ける義務は全然なかった。私たちは日本の刑法上からは完全に無罪である。であれば日本の刑罰制度を参考迄に考えて見ても、私たちの要請は最小限の要請であることが明白にわかってくれることを信ずる次第である。

最後に私たちは世界で祖国の次に日本を最も愛するものである。日本が一日も早く道義的責任を自覚しとして尽すべきを尽しはたすべきをたして真正なる方向に進むことを念願してやまない。

私たちは生涯をかけて韓日両民族の上に恒久親和と隣邦友愛の肉橋のすて石たらんことを念願しているものである。

韓日出身戦犯者数		一四八七
内訳	任業職	三
	在日者	六四
	帰国者	五六
	刑死者	二
	死亡	一
	自殺	一

以上

巢鴨刑務所出所才三國人の慰籍について

(昭和三三、一三、二六)  
閣議了解

巢鴨刑務所出所の才三國人で現に日本国内に居住する者については  
そのおかれてきた特殊な事情にかんがみ、特別な慰籍の措置を講ず  
ることとする。

なお、これらの者に対しては、生業の確保、公営住宅等への入居  
などについて極力好意的取扱いをする。

# 韓国出身戦犯者同進会規約

## 第一章 総則

第一条 本会は韓国出身戦犯者同進会（以下会という）と称し、その事務所を

第二条 会は創立の本旨に基き相互扶助の下に基本的人権並びに生活権の確保を目的とする。

第三条 前条の目的を達成するため左のことを行う。

- 一 会員の親睦融和向上に関する事項
- 二 日本政府と交渉に関する事項
- 三 理解ある個人、又は団体との連絡及び提携に関する事項
- 四 刑死者に関する事項
- 五 営利事業並びに基金の募集等
- 六 会報関係

## 第二章 会の組織及び会員の権利義務

第四条 会の組織は左のものによる。

- 一 日本内に居る又は拘禁されている韓国出身戦犯者を以て組織する。
- 二 刑死者の遺族（改葬者）帰国者は会員になることとが出来る。

第五条 会員は左の権利を有する。

- 一 会の役員を選出せしめ又は選出せられる権利
- 二 正常な手続を経て自由に意思を表明し議決に参加する権利
- 三 会員の名において一切の利益をうける権利
- 四 会の書状を自由に閲覧し、その内容につき関係者から説明を求めめる権利

におく。

六、 会費は左の義務を有する。

一、 規約、活動方針を遵守し、会の委員に与ふる義務

二、 機関の決定に服する義務

三、 所定の日までに会費を納入する義務

四、 会費は必要の書類を提出せねばならない。

第三章 役員及び委員

オ七条 会に左の役員をおく。

役員は兼務することが出来る。

会長 一、 副会長 一、 委員 八、 執行委員 五、 監査 二、

オ八条 前条の他に若干名の顧問をおくことができる。但し顧問は役員会の議を経て会長がこれを推せんする。

オ九条 役員の仕事は左の通りとする。

一、 会長は会を代表し会務を統轄する。

二、 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

三、 委員は担任部門を統轄し、別に定める細則によってその職務を行う。

四、 執行委員は会務を執行する。

五、 監査は会務を監査し、総会に監査報告をする。

六、 顧問は会務を諮問する。

オ一〇条 役員は無償奉仕とする。

オ一一條 委員の選出方法は細則に定め、委員数は一〇名とする。

オ一二條 役員の選出は委員の互選によって定め、総会の承認をうる。

才一三条 役員任期は一年とする。再選を妨げない。又欠員を生じたときは補欠選任をすることができ。但し、前任者の残任期間とする。

才一四条 役員は左の場合資格を失う。

- 一、 総会又は役員会の承認を得て役員を辞職した場合
- 二、 総会、又は役員会で不信任が議決された場合

#### 才一四章 機関の構成

才一五条 会に左の機関をおく。

総会 役員会 執行委員会

才一六条 総会は会の最高機関であり、会員で構成し、左の事項を決定する。

一、 規約の改正に関する事項

二、 活動方針の基本的事項及び重要なる行年計画

三、 予算決算に関する事項

四、 役員承認に関する事項

五、 企業計画に関する事項

六、 一般経過報告に関する事項

七、 その他必要と認められた重要事項

才一七条 会の招集及び採決

才一八条 総会は毎年一回会長これを招集する。

二、 その日時、場所及び議題は一週前前に全員に知らせねばならない。

三、 役員会の議決又は会員の三分の一の要求があれば臨時総会を開くことができる。

四、 総会は会員の三分の一以上の出席で成立し、決議は出席者数の二分の一以上の過半数の同意を要す



五、可否同数のときは議長がこれを決する。  
六、議長、副議長は出席委員から選出する。

ホ一八条 総会が成立しないときは、会長は十日以内に再度招集しなければならぬ。

ホ一九条 役員会は役員をもつて構成する。但し会計監査は随時出席することができる。

ホ二〇条 役員会は総会につぐ決裁機関であり、総会を決議した事項を執行する機関である。

ホ二一条 役員会は左のことを行う。

一、総会の決裁事項に関する件

二、細部活動方針に関する件

三、予算、決算に関する件

四、企業、計画に関する件

五、役員の決定、補欠選任信任不信任に関する件

六、規約に関する件

七、その他必要と認められた重要事項に関する件

ホ二二条 役員会は毎月一回定期的に会長これを招集する。但し三分の一以上の要求があつたとき及び緊急必要なときは随時会長はこれを招集することができる。

ホ二三条 役員会は役員数の三分の二以上の出席により成立し、決議は出席者数の三分の二以上の同意を要する。可否同数の場合は議長がこれを決定する。議長は出席役員から選出する。

ホ二四条 執行委員会は執行委員で構成し、会務を執行する。

一、執行委員会の決議事項は会長の同意を得て執行する。

二、執行委員会は必要に依り随時開くことができる。

三 執行委員会は全員出席で成立し、決議は全員の同意を要する。

四 会長は執行委員会に出席する。

オ二五条 役員会に左の部門をおく、

- 執行部
- 総務部
- 渉外部
- 厚生部
- 企業部
- 監査部
- 経理部
- 編集部

各部門に關しては細則をもうける。

オ二六条 総会及び役員会において必要と認められた場合は前条の他に専任機関を設置することができる。

### オ 五 章 会 計

オ二七条 会の経費は会費及びその他の収入でこれにあてる。

オ二八条 会費は会員一名につき一ヶ月を百円とする。

オ二九条 会計法はいつでも会員の閲覧、監査の監督に應ずることができるようた明らかたこれといなければならぬ。

オ三〇条 会の会計年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

オ三一条 収支予算及び決算は総会の議決を必要とする。

収支はすべて役員会の承認を必要とする。

### オ 六 章 補 則

オ三二条 この会則に準じて細則を設けることができる。但し役員会の承認をうけなければならない。

オ三三条 総会及び役員会の議決事項はできるだけ速かに会員に知らせねばならない。

### 附 則

この規程は昭和三十年四月十日に開始施行する。前條を撤廃し、本規程を施行する。昭和三十年四月十日。

724.5245  
1976

영구

(카드3)

미국회의원 방한, 1976

1976年3月18日米ニ次定時議会の議題を纏て明方の「改正」した。

# 韓国出身戦犯者回進会趣意書

太平洋戦争が勃発して間もない昭和十七年六月、わたくしたちは日本軍に徴用され、南方各地に派遣されて、昭和二十年八月十五日終戦に至るまで軍務に従事しました。戦后、多くの同僚は、解放した祖国に帰ることができました。しかし、わたくしたちは理不尽にも戦争犯罪容疑者として裁判に向われ、二十名の同僚が死刑に処され、一一七名のものが重刑を科せられました。この戦犯裁判それ自体も、量刑の当不当はさておいて、とにかく長い間の獄中生活は、わたくしたちに多くの愚案と、反省の機会を与えてくれました。その体験から生れた、いくつかの悲願の実現を希求しつゝ、社会生活に必要な基礎を築くべき最も大切な青年期の十三年前後の空白のみな苦しい、丸七郎のものが国面の生活から、生存競争の激しい異国の社会に放り出され、今なお裁判所に二十名の者が拘禁されています。そして、わたくしたちを受け入れる社会は、わたくしたちのために、不適合な条件ばかりで、また日本政府もわたくしたちの問題に肉して積極性をもっていません。

この困難な情勢から、わたくしたちは、お互が協力しあうとともに、広く有志者各位の御支援をえて、自由で明るい人間的な生活権を確保するために、本会を設立するに至った次第であります。

よって貴下の御賛同と御協力をえしますれば幸甚に存じます。

以上の趣旨を達成するために次の事項を行います。

- 一 会員の親睦、融和向上
- 二 日本政府との交渉
- 三 理解のある個人、又は団体との連絡及び提携
- 四 刑死者に関する事項
- 五 裁判事業並びに基金の事業
- 六 会報「      」の発行

昭和三十年四月一日

発 起 人

代 表

金	城	基	永
大	川	允	商
洪		起	聖
完	山	金	教
広	村	鵬	栄
高	野	幸	次郎

要 請 書

私達韓国出身戦犯者は、貴下の私達に対する御配慮に対し、謝意を表しつつ、私達がうけた損害に対し、日本国の国家補償を左記の通り要請致します。

徳名高い貴下におかれましては、久しく特殊な苦悩と痛恨を獄中になめてまいりました私達の哀情に御同情を賜り、この要請を是非とも御許容下さいませようお願い申し上げます。

左 記

十数年前、どのような手段方法によつて、私達が日本軍々属に徴用され、遠く南方の戦地に派遣されたかについては、先に貴下に申述べました。

終戦と同時に、日本国籍のなくなつたはずの私達が、日本軍に徴用されて「上長の命令はそのことの如何を問はず直ちに服従すべきこと」と強制されて軍務に服した、その責に より 敵罰に処され、爾来、今日まで十年、図固で味つた私達の痛苦、並びに家族の悲劇窮の 実情につきましても、先に詳しく貴下に訴えました。従つて今こゝで再びくどくどと申上げようとは思いません。たゞ今も申上げたいことは、精神的な事柄はさておき、同じく戦犯者でありながらも日本人に比して、私達第三国人戦犯者が物質的並に精神的にも不当な処遇を受け、かつ現にうけつゝある事実です。(昭和三十年四月二十三日附請願書参照)

中でも特に私達が断腸の思いを禁じ得ないことは不運にして南方の露と消えた私達の同胞刑死者並にその遺家族の事です。日本人刑死者は日本国家から町重な見舞と弔慰金を頂いていますが、私達の仲間韓民族の故か、何の音沙汰もなく、異郷の土として放置されたまゝになつております。かつての戦友並にその遺家族のために、私達はこの不遇、この差別を断じて黙過し得ないのであります。

また昨今、貴下並に閣員諸賢の御同情により日本人はその拘禁期間を通算されて、恩給又は給与の支給を受けることになりました。しかし、これまた私達は適用外におかれています。

均しく日本国のために尽し、そのためにこそお互が重刑を受け日本政府の手によつて拘禁されたにもかゝらず、一方は法の恩恵を受け、他方は路傍の石の如く磨みられることなく棄て去られるこの不合理、この差別は、私達の理解に苦しむところでは、この点、特に御賢察を御願ひ申し上げます。

以上申上げましたような、拘禁以来今日まで十年間、私達がうけた数々の特殊な損失、差別による不利益を考慮致しまして、国家補償として次の金額を支給下さるよう、こゝに要請致します。

- 一 韓国出身戦犯刑死者のために、その遺家族に対し金五百萬円也の支給 (一柱当)
- 一 服役韓国出身戦犯者に対しては、逮捕日から出所日までを通算、日当金五百円也の割合にて支給 (一人当)

私達は慎重に考慮し、研究した結果右の金額を究めました。何卒特別の御考慮を賜りましてこの要請を御受納御解決のほどをお願い申上げ御回答を御待ち申しております。

なお、本件の解決により、韓日両民族の友好が一層促進されることを私達は併せて衷心から希つておるものであります。

貴下の御健康を祈り  
善処を希い

昭和三十一年二月二十五日

韓国出身戦犯者同進会

代 表 委 員 長	李 御 来	高 在 潤
	洪 起 聖	韓 允 哲
	朴 允 茂	李 大 鎮
	金 庚 吉	鄭 殷 錫
	李 善 吉	尹 東 錫
	文 啓 行	

嶺 山 同

要 請 書

石橋内閣の成立を心からお喜び甲上げます。  
私達は第三国人戦犯者（韓国出身者一四八名、台湾出身者一七三名）であります。

さて、私達の特殊事情に関しましては、既に御承知のことと存じますが、簡単に申上げたいと思ひます。

それは、あの太平洋戦争中日本人として、ビルマ、マライ、タイ、ジャワ、スマトラ、ボルネオの各方面に動員され、終戦后現地の連合軍の軍事裁判によつて、戦犯者としての法名を受けました。その結果私達の戦友、韓国二三名、台湾二六名は、皆台の戦と消え、二七三名が重刑に処せられました。

あれから十数年、いまだに一名の者が軍務所に呻吟していません。そして釈放された、所謂、第三国人戦犯者け、三年間の軍生活に引続き、十余年の獄中生活で青春をかみにじられたばかりでなく、肉親も知己もなない異邦の地では、意に叶う處にも出来ず、殆んどか窮乏した生活に陥っています。  
私達は生れ故郷を望み、妻の所々に暮ることを切望しています。肉親や知己が行つてゐる。故郷の生活か想像以上善しのこととも知つていま

す。それでも、その祖国に居ることをひたすら希望していきなす。然し、諸種の事情から日本に留まることを余儀なくされて生活は苦しんでい  
ます。そのため遂に昭和三十年に一名、昭和三十一年に一名の自殺者  
を出してしまいました。

右の事情は、前内閣当時から重なる配慮をいなくしましたものの、  
未解決のまま、今日に至っているのがあります。いや、私達は私達の  
事情ばかりを眺めしなくありません。

時恰も、貴国は国民の宿望である日ソ交渉の妥結と国連加盟の実現に  
より完全に国際社会に復帰したことは、誠に意欲多いこととて、ご同感  
に用えない次第であります。ソ連からは、終々戦後の被爆者が引掛け  
てきていきます。それらの人々の中には秋田以上の辛勝をなめ、殊には  
シベリアの何処かで祖国の空を前望望べつゝ、肩をひきまをつた人もあ  
ましよう。私と同様に、これらの悲劇の人々は、はつきりした日本  
というが国かあつゝ、肉親が存在していません。このことについて私達は、  
刑死した戦友や、戦後生活苦で自殺した友人、それらの遺家族のこ  
とを思うと、つきなかに悔いにくるのであります。一体日本政府  
はこの事をどうお考えになつていらっしゃるのでしょうか。日本政府は、先  
ず道義的責任と今日までの不当な取扱いを了したことに對して充分謝  
し、日本政府が、存すに遺憾の山は、戦後の戦災をかけたといはれ、

問題を是非解決していただき、機軸を要請致します。

「自主外交の確立」と「完全雇用」を掲げて達成せ

られた石橋内閣は名実とも統一的で責任をもつ方々が勢揃いしてい

ると承わりましたので、私達は、最も大切な事項で、前内閣時代から

未解決のままにまつてい

◎第三國人戦犯刑免者のために、その遺族に対し金五百万円世の支給

（一柱当）

◎服役第三國人戦犯者に対しては、逮捕日から出所日までを通算、日

当金五百円世の割合にて支給（一人当）

この二つの国家補償の要請を推進に考慮していただきたいのです。

この根拠は、私達第三國人戦犯者代表が昭和三十一年八月十六日、

首相官邸で田中官房長官、岸外務省の局長数名、事務官数名の合会

席上口述したもので、日本政府が第三國人戦犯者に対する当然の責任

と遺憾に堪き補償すべきものであります。私達は、最早多言は申上げ

たくありません。たゞ戦國人の立場として、助はは台籍人の立場とし

て、自分達の生活を築いていき、それを守りながら、麻痺との状態に

努力を傾注していきたいと思

右の上もな次第です。いろいろを角度から御下

伺す特別のご理解を下さいますことをお願いする。何時に、只今

に申し上げている私達に即時回答下さることをお祈り



711.2CL  
1962-

대사부일 - 콜롬비아, 1962-  
의견



十。  
新内閣の閣僚昌と責任を遂じ、併せて貴下の御機嫌を一新り致し

昭和 年 月 日

韓国出身戦犯者同進会

代表 金

李 允 鶴 完 鳳

金 根 植

李 哲 爽 根 植

金 朴 文

李 允 基 在 昌 濟

林 濟 鍾 仁 甲 鐘 茂 宗 簡 永 源 浩 行

林 太 東 濟

林 雲 川

林 南 發

同、参考資料として次の世帯を添附します。

○第三国人戦犯者（韓国）の国家補償について

○第三国人戦犯者（台湾）の国家補償について

○要請書（韓国）昭和三十一年二月二十五日附

○要請書（台湾）昭和三十一年二月 日附



私達は日夜政府に補助しておられる貴下に敬意を表明致します。  
さて、私達は別添要請書のとおり國庫補償を鳩山、石橋、岸、屋  
代内閣に強く要請して参りましたが、未解決のまま今日に至つて  
あります。

私達はこの間、数度にわたり日本政府の厚意的な措置を受けて  
おり、このことについて感謝致しますが、いづれも漸定的措置に  
すぎず根本的な國庫補償は何らの進展を今てからず敢に遺憾に感  
えません。

私達が要請している國庫補償は別添要請書とおり、戦後戦争損  
傷者として私達が拘禁された期間に対する補償を日本政府に求め  
るものであります。

最近、毎日新聞の國庫正常化の論議が場をとりつゝある折柄日本  
政府は道義的責任にかんしても私達の問題を放棄することとはできな

い答であります。

また、日本政府はさまざまにソ連地区の日本人基地の高歩や外地戦  
闘死者の遺骨収集を行ない且つ、それぞれの遺族には補給の施  
達をしているに拘らず才三個人戦闘死者の遺族に対してはまん  
の措置もなされていまい状況であります。このような状況が長く  
ことは日本国民の良識と信義にもとることであり、國運の衰  
上からも、堪ましいものでないと思じます。

私達は日本政府がこの願、誠意をもつて友誼要請事項について  
特別を配慮をいたさくよりお願い申し上げます。

願

才三個人戦闘者に対して遺族目から出所目までを遺算、日進五

百円世の割合にて支給（一人一世）

才三個人戦闘死者の遺族に対して金五百万円世の支給（一柱  
世）

有要請致します。

昭和五十七年十月二十二日

韓國出身職員會  
代表

李奉大

李奉大

高在德

鄭在德

安正

李慶

會務出身職員會  
代表

趙錫會

林東

歐西

簡水

陳士

西

福

吳承淵 趙錫會 趙錫會 趙錫會 趙錫會 趙錫會 趙錫會 趙錫會 趙錫會 趙錫會

內閣總理大臣  
陸 田 壽 人 殿

# 字

要

請

書

私達、韓国台湾出身戦犯者は、貴下の私達に対する御配慮に謝意を表します。またこの度は東南アジア及び訪米等の大任を遂行して帰国された貴下に敬意を表するものであります。戦時、戦後を通じて重要政務に専念し又巢鴨拘禁の体験を有られた貴下は、私達の立場及び境遇については十分御承知のことゝ存じますので、こゝで殊更に反復して申し上げることを差控えたいと思います。たゞこゝで申し上げたいことは、一口に「戦犯」と言つても私達はその境遇におかれた因果関係が日本人同僚のそれと全然違ふということでありませう。

このことについては過去数年にわたり私達の事情を日本政府に訴願して参りましたので貴下は既に御存じのことゝと思いますが、兵役の義務のなかつた私達でありましたが日本国の危急存亡の急務に応じその国策遂行のために昭和十七年六月二ヶ年の契約で日本軍に徴用され南方各地に派遣されて、都合のいゝ時は、日本人、都合の悪い時は、朝鮮人、台湾人、と呼ばれながらも忠実に軍務に従事し現地において終戦になりました。そして私達は軍務中の正常勤務が問責され四九名は死刑に、二七二名が無期、有期の重刑に処断されて現地の刑務所で服役中、韓国出身戦犯は昭和二十六年八月、台湾出身戦犯は昭和二十八年八月を以つて全員日本の巢鴨刑務所に移管されました。

当時私達は祖国の隣国たる日本に來た喜びと対日講和への大きな期待をもつて、その日の來るのを待焦れていたのであります。ところが、アメリカ軍管理が今度は日本政府の手に依つて直接私達を拘禁管理するに至つたのであります。私達は過去、日本国のために忠誠こそ尽せ、何等日本の国法を犯していない私達を、然も才三国人たることが顯然としてゐるにも拘らず、日本政府は自国の利益のために私達を強制的に拘禁を続けたいのであります。そこで私達は昭和二十七年六月日本弁護士連合会の協力のもとに日本国最高裁判所に釈放を請求して提訴しましたが、心外にも私達の請求は却下されて服役を続けましたが其後それぞれ刑期を満了し、家族は勿論、誰一人として身寄りの無い生存競争の激しい異国日本の社会に放り出されたのであります。軍隊生活から直結した永い間の牢獄生活に依つて青年期を踏みにじられたその上就職に必要な技術を習得する機会すら絶無であつた私達の現今の生活が如何に窮迫しているか、また一方支柱を失つた故郷の遺家族及び留守家の生活が周囲の事情と相俟つて物心両面とも如何に慘憺たるものであるかを貴下は容易に御推察下さるものと信じます。

私達は常に従軍時も拘禁中も否、出所後も才三国人であるが故に、多くの悲哀に耽溺されておりますが、その中でも刑死された故友及びその遺家族に対して日本政府は一体これまで如何なる処置をお取りになつたでしょうか。誠に遺憾に堪えない次才であります。

私達に生命も、青春も、あらゆる犠牲を強要した日本政府は道義的責任においても、誠意をもつて私達のこの胸中を察して頂きたいと思ひます。

私達は以上申上げたことを要約するとつまり

一、日本政府は兵役の義務のない私達を強制的に徴用した。

二、日本政府は服務期間二ヶ年契約を履行せず終戦まで服役させたために拘禁せられることゝなつた。

三、日本政府は連合国との諸条約締結時に私達才三国人の立場を考慮しなかつた。

四、日本政府は講和条約発効後、自国の利益のため私達を直接拘禁した不当性。

五、日本政府は、従軍時、拘禁中及び出所後を通じて私達に対し多くの不当な処遇があつた。

以上の点を慎重に考慮致した結果、日本政府「吉田、鳩山、石橋内閣に国家補償として

○才三国人戦犯刑死者の遺家族に対し金五百萬円也の支給（一柱当）

○服役した才三国人戦犯に対しては、逮捕日から出所日までを通算、日当五百円也の割合にて支給（一人当）

を要請し、交渉して参りました。然し、善処するといふ応待だけで今だに解決のきざしはみえません。そこで、私達は懸案事項である国家補償を更めて貴下に強く要請致します。



何卒私達の要請に特別の御配慮を切望し、御回答をお待ちしております。  
尚御参考までに別紙「交渉経過の要点」を添附します。

昭和三十三年八月十四日

韓国出身戦犯者同進会

代表 李

鄭 李 高 朴 金 文 金 金 朴 李

殷 大 在 昌 完 濟 基 允 鶴

錫 興 瀧 浩 根 行 永 彌 商 来

台灣出身戰犯者同志會

代表 林

陳 歐 陳 許 簡

新 丙 清 錦 水 東

丁 甲 川 茂 波 雲

日本國內閣總理大臣

岸 信 介 殿

交渉経過の要点

○昭和三十一年四月五日、鳩山首相に面談

首相は善処を約され、爾後は私の代理として田中官房副長官に面談するよういわれた。

○昭和三十一年七月十二日、岸本法務事務次官の主催する連絡協議会が開催され、各関係省の次官及び局長らが参席協議。

○昭和三十一年八月十四日、鳩山首相に再度面談を要請したところ、田中官房副長官から八月十六日の次官会議に図り善処するとの約束を得、韓国、台湾両代表が参席国家補償要請につき説明。

○昭和三十一年一月七日、中村法務大臣に面談

法相は皆さんの意に沿うように善処したいと約束

○昭和三十一年一月八日、石橋首相に面談を要請したが、石田官房長官は出来るだけ皆さん

1711 2CL  
1962 -

대사부임 - 콜롬비아, 1962 -  
의전과 / 중남미과

が満足するようになりたい。首相は十四日遊説から帰京するから、その時に面談させることを約束した。

(ところが、その約束は履行されていない。)

以上の外、田中官房副長官には五六回、田辺、福原両局長には何回となく面談している。

請 願 書

韓国出身戦犯者合同委員会  
台湾

韓国代表 李 大 興

台湾代表 簡 水 波

日本国内閣総理大臣

佐 藤 榮 作 殿

私達韓国、台湾出身戦犯者は国内外に政情多難な折柄、佐藤内閣の誕生を心から喜ぶと共に貴下に敬意を表明します。また、世界の注目をあつめた世紀の祭典オリンピックがこの東京で開会され、多くの成果を挙げ無事終了したことは誠に慶賀に堪えません。日本の国威を世界に示し、いちよるしい経済の発展と国民生活の安定向上を証左するものであります。

これは日本国民の勢力の賜ものであり、通ぐる大戦で英大な尊い犠牲

が礎石になつたものと信じます。この犠牲の中には日本國のため生命を賭して戦つた多数の韓國、台湾出身の青年達のことを忘れてはならないと思ひます。殊に戦後、軍務中のことが問責され、戦犯として四九名が絞首台の露と消え、二七二名が有無期刑の重刑に処せられて三年間の軍隊生活に引つゞき十有余年の困窮生活は、私達の青春は踏みにじられ、生業に必要な技能を習得する機会が失われて巢鴨刑務所を出所した時は三〇台をはるかに越え四〇台に近い年輩になりました。この私達に日本政府の酬いは若干の軍服と数千円の旅費を支給しただけであります。家族も知己もなく、生活基礎が絶無であつた私達の日常生活が如何に困窮を極めたか筆舌につくしがたいものがあります。このような中で二名が自殺しており、今尚巢鴨刑務所の延長である精神病院に二名が入院してゐるのであります。常に要職にあつた貴下はこのよふな実情をご承知かと存じます。日本政府はあらゆる面で終戦処理をしており、戦没者及び生存者の叙勲に至つては殆んどその処理の完結を意味するものと思われまゝです。と

ところが、日本政府は私達に対してこれまで、才三国人、だからという  
ことで何時も法的援護の対象外におかれております。私達のみが何故  
この様な処遇を受けなければならぬのでしうか。

私達は日本政府に不当な処遇の改善と併せて国家補償を歴代内閣に要  
請して参りましたが、日本政府がしばしば言明した様に「取敢えず」  
の援護措置が構じられただけで案件の国家補償は未解決のままになつ  
ており、今日に至るもなんらの誠意ある回答に接し得ないことは誠に  
遺憾に堪えません。

私達は才二の祖国である日本を愛し、その繁栄を心から希うものであ  
り、善良な市民として真面目に日常生活に対処している次才で、決し  
て日本政府の単なる同情を仰ぐものではなく、私達が出征する当時の  
事情や戦犯になつた因果を考慮し左記国家補償を要請しているのではあ  
りません。

日本政府は法律的に、または道義的にも責任を痛感し、早急に本件の  
解決方を更めて貴下に強く要請を致します。

○才三 国人戦犯刑死者遺家族に対し金五百万円也の支給（一柱当）

○服役才三 国人戦犯に対しては逮捕日から出所日までを通算、日当五百円也の割合にて支給（一人当）

尙、ご参考までに要請書④及び最近の交渉経過を添付します。

昭和三十九年十二月 日



# 請願書

昭和三十一年四月二十三日

韓国出身戦犯者一同

代表 広村 鶴 来

大臣 殿

私達は才二次大戦に参加させられ、戦後戦争犯罪人としての烙印を押し教奇な運命に啼く者達であります。現在東豊拘留所に服役している二十名と既出所者中日本に居泊している五十数名の者は之れまで教目に亘り私達の現状並びに留守家族の窮状を日本政府に訴へ善処方を嘆願懇請してきましたが、何一つ解決されないままに今日に至りました。幸にしてこの度才二次民主党内閣が国民の要望に応え実現され、私達も又大きな期待をよせていると同時に、正義、人道、明朗な政治確立に運進せられる貴下に最大の敬意を表するものであります。およそ貴下の崇高な政治的意図と相反した境地に政治的に陥れられ、久しく囹圄生活に呻吟しつづけている私達いわゆる才三国人戦犯に貴下の御同情ををまわり、左記請願事項に關し、貴下の速やかなる善処解決方をお願い申し上げます。

左記

## 一、釈放について

私たちがどのようにして日本軍に徴用され、どのような待遇を受けたかについては、今更愚知は申上げません。一に貴下の御賢察にお任せ致します。たゞ一言、都合のよい時は「日本人」にされ、都合の悪い時は「朝鮮人」にされた事実だけ申し上げます。

昭和二十七年六月、私達は人身保護法に依り即時釈放を最高裁判所に提訴しましたが「受刑当時が日本人であったから、刑期満了まで日本人と同様に取扱う」という異旨の判決でありました。しかし判決後、判事は担任弁護士に対して「どうも気の毒だが政治的な問題があるのでね」と述懐しています。法律で裁かれた私達が法律で解決されないことは誠に残念です。よし人は「政治的な問題」があつたにしても、日本の完全独立を重要な政策の一つとする貴下は今日の微妙な国際情勢に鑑み、サンフランシスコ条約に拘泥し自国の口実は勿論のこと才三国人までも戦争犯罪人として今尚拘禁を強要する必要が何処にあるでしょうか。

御承知の通り、私達は久しく家郷を離れて知人も友人もない異国日本に拘禁され、私達の苦悩も家族の懊惱も、到底日本人戦犯並に家族の比ではありません。生活の窮乏と心の歎きを訴える家族の手紙を読む度に、私達は人知れず泣いております。何卒「正義と人道」の名において、一刻も早く釈放して下さいるよう切にお願ひ申し上げます。

## 二、国家の保障について

かつて私達の国土が日本国の一部であり、私達の国籍が日本人でなかつたならば、私達は勿論戦犯にはならなかつたでしょう。私達の自由意志、私達の従軍事情がどうあつても、客観的には私達は誠心誠懇、日本国のために忠実に軍務に精励し、その故にこそ、戦犯になりました。しかも社会的にも、政治的にも終戦後の一般韓国人並に台湾人は日本人ではありません。このような私達に対して、日本政府が私たちの拘禁により受けた損失を国家として補償するのは国際信義でもあり、道義の自然ではないでしょうか。私たちは、私たちの現在の強制されを不幸とは無関係に、依然として陸国としての日本を愛し、とりわけ東洋民族としての日本人に無限の愛情をもつています。しかし、戦犯として日本国政府から受けた今日までの措置を思ふ時、私たちは遺憾ながら赤憤憤嘆の念に駆られざるを得ません。

単に私たち自身の向願としてばかりではなく、日本人戦犯もまた国家補償を受ける十分な理由があるし、またそのような措置が一般的に採られることを懇望します。

## 三、差別待遇の撤廃について

目歩を操つて、最高裁判所の判決が正しいとしたならば、また斯る法律の解釈差違は抜きにして、常識と人情からいつても、日本人戦犯が一樣に享けている法律的保護と特典が同じ事由により戦犯となつた私達才三国人に対して適用されないのはどうしたことでしょうか。私達は左記差別待遇の即時撤廃を貴下に要求します。

- 1. 家族保護法、恩給法の適用
- 2. 遺族に対する慰撫金及び年金の支給
- 3. 家郷までの一時出所
- 4. 出所者に厚生資金の貸与

## 四、出所後一定期間の生活保障について

満期出所と仮釈放のいずれを向わず、戦死しの烙印のもとに暮さねばならない私たち才三國人の日本における社会生活がどんなに苦しいものであるかは容易に想像して頂けると存じます。私たちは日本人からは冷眼視され、時には同胞から誤解されることもあります。かつて社員の青少年期に徴用された私たちは、長い戦場生活と牢獄生活のため、今では四十台前後の中年となり多くの者はなんの手伝いもありません。折角の釈放も、失業と飢饉のみが私たちを待っている現状にあります。身寄りもなく路頭に彷徨する不遇は私たちに、何卒一定期間内、生活を保障して下さいよう御願い申し上げます。

1. 住宅、就服の斡旋（公営住宅又は無料で貸与できる住宅）

2. 被服履具の支給

3. 一時生活資金の支給

4. 官費による罹病者の治療並びに療養

5. 家族の生活保護

6. 一時帰国の許可

（注）——日本人戦犯は仮出所と同時に家族と同居、その生活を支えることができず、私たちは日本

国内に居住することを条件とされるので、それが全く不可能。

貴下が 大臣になられたことによつて、一般日本人同様私たちも明るい希望に燃えています。

何卒貴下の政治力と英断によつて、前記請願事項に対し、特別の御考慮と速やかなる許容措置とを切に御

願い申し上げます。

# 외무부

처리전

1966. 6. 10.

담 당	과 장	국 장	차 관	장 관	공 람
안 직					람

1. 제 목 同進會(日本系 韓國出身 戦死者 慰問) 歎願

2. 의 건 요旨

1. 第二次世界大戰末期, 聯合軍各參戰國兵士 徵發 死後 戦死者 其 救済 爲의 因由이. 日報에 登載이

가. 刑死者 遺骨 送還 (23柱)

나. 遺族 神償 (刑死者 1柱 當 5百萬圓)

다. 釋放者의 神償을 日本政權이 請求함에 있어 駐日大使를 通하여 協助하여 解決을 要請한바는 것임.

3. 조치를 요하는 사항 (조치완료 예정일자)

駐日大使에게 遺骨의 轉送에 日本政權이 轉하여

~~刑死者 神償~~ 積極 解決의 解決을 要請함

指不該 (別送電)

(人道的인 見地에의 考慮을)

4. 비 고

本件에 對하여 1965. 9. 28日 韓日間 "日韓 및 請求에 關한 問題의 解決과 經濟協力の 促進 協定"에 關한 解決의 協定이 成立 日本政權當局에 請求를 同會에 獲得한 指不該

# 대한민국외무부

발신전보

통  
종 상  
별

번호: 57A-10287  
일시: 171740

수신인: 주일대사

외신과	접수	압호

제2차대전의 한인 전범자 단체의 "동진회"의 탄압은  
본부에서도 당사자들로 부터 직접 진정을 받고 있는바,  
그 성격상 세삼스터리 보상문제가 논의될수는 없는것이나,  
인도적인 견지에서 적당한 기회에 일본정부에 대하여 적절한  
구토조치를 취하도록 요망하시기 바랍니다.(이북)

장 권

504-2-2-1-1	66				
		17	의결		

송신사관:

최종결재	
지참자	

타자·판치	검인	주무자	과장

4. 기 타

수신: 재무부장관

발신: 외무부장관

제목: 개인의 대일청구권에 관한 방침 결정 의뢰

1. 한일회담 일반청구권문제는 1963. 11. 12. 외 김전 중앙정보부장관  
오히려 일본외상과의 회담에서 별첨과 같은 원칙에 따라서 해결할것을  
합의하였습니다.
2. 원래 우리 측이 일측에 제시한 대일청구 8 개 항목중에는 개인이 가지고  
있는 청구권도 포함되어 있었던 것임/ 니다만, 이 8 개항목/ 목에 ~~취해한/~~  
~~취해한/~~ 관하여는 한일 양측간에 법이론 및 사실론에 너무나 현격한 차이가  
있어서, 이에 외거하여서는 도저히 양측의 합의를 볼수 없었기 때문에,  
결국 김.오히려 합의와 같은 방법으로 해결 하게 된것입니다.
3. 그러나, 이러한 방식에 의하여 한일간의 일반 ~~청구권문제를~~ 청구권문제를  
해결하여도, 이경으로서, 한일양국 및 양국민간의 청구권문제는 최종  
적으로 해결되는 것이기 ~~때문~~ <sup>그간 일본정부가</sup> 법적으로는 ~~취해한/취해한/~~우측 국민에  
~~개개/있던/취해/개인청구권일~~ 대하여 지고 있던 채무를 우리정부가 지게  
되는 것입니다.
4. 따라서 한국정부로서는 앞으로 한일회담 전반기에결되어 일본으로  
부채의 청구권 지불을 실질적으로 수입할때에, 우리 나라 개인이 가지고 있는  
대일청구권에 대하여는 어떻게 처리 할것인가에 관한 방침~~취해한/취해한/~~을  
~~합의/거/행위/행위/행위/행위/~~ 귀부에서 수립하여 주시게 바랍니다.

39

수신: 재무부장관

발신: 외무부장관

제목: 개인청구권에 관한 한원서 이송

1. 대통령 비서실로 부쳐 이송되어온 개인청구권에 관한 한원서를 법칙 이송 하오니 귀부에서 처리 하여주시기 바랍니다.
2. 종래 이러한 한원서가 당부로 제출되었을 경우에는 "어직 한일 회담 청구권문제가 해결되지 않았기 때문에 이에 관한 정부의 방침이 결정된 바 없음으로 이문제가 해결되어 정부의 방침이 결정 될때까지 기다려 주시기 바랍니다" 추적으로 당부에서 회답을 하여왔을단.
3. 그러나, 첫째 1962. 11. 12. 의 김.오익파 회답에서 한일회담 일반청구권문제의 해결 원칙이 /둘째 / 정부가 전파 있는 회담에 와서는, 비록 청구권에 대한 지불을 일본으로 부쳐 실제로 받아 오는 /후자 될지라도, 개인청구권에 장차 일본으로 부쳐의 청구권을 받게 되면, 개인이 가지고 있는 독일 청구권을 어떻게 처리 할것이라는 문제에 관하여는 정부의 방침이 있어야 할것으로 생각 하는 문제인것 / 며, 이러한 문제에 관한 정부의 방침은 귀부에서 관계 부처와 협의하여 결정하여야 할문제이라고 생각 하는 바입니다.

38

수첩

대통령비서실

대비민 125.1 - 2355

65. 10. 26.

수신 외무부 장관

제목 건의서 이첩

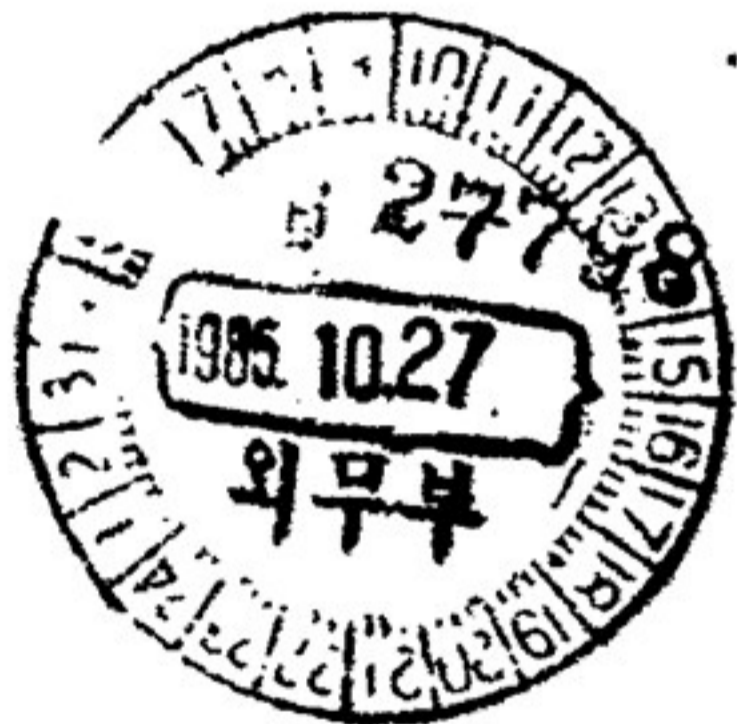
별첨 건의서를 이첩하오니 참고 하시기 바랍니다.

유첨 건의서 ( 510 - 01 ) 1 통. 끝

장관	차관	장관	관	이	10	10	10

10/28  
 통상국장님

수  
 답  
 회



대통령비서실장 이 후



西紀考九六五年九月 日

对日恩給請求에 關한 件

서울特別市城東區新堂洞二七四號四  
对日恩給請求 號

접 수 (청원)	
번호	510-61
일자	65.10.12.

對協第五號

西紀一九六五年九月三十日

# 大統領

閣下

對日

理事長



圭

會



對日恩給請求에關한件

去七月十三日字로本協會에서請求한 標題의件에關하여 去七月

十六日字 (財務部長官) 回答에依하고는 民間保有對日請求權

關係財産에對한 報償問題는現在 同部에서 檢討中에있고

는바 그報償方法과節次如何는同受權者들에게 至大의利害關係

가있는것이므로 思惟의오리 다음各項에依하여 慎重處理하고

모시 同權利享受上小毫라도遺憾이없도록 特別措置하여주시기

를仰望하나이바

再伸 本件에 關하여 去九月十六日 附東亞日報에 發表된 外務  
部長官의 主張은 全然不合理하므로 別紙의 查이 辨駁書를  
添付하오니 是正의 道를 措処하여 주시게 望함

記

一、報償方法

가. 報償額의 決定

韓日協定에 依하여 決定된 無償請求權 三億弗은 우리나라  
에서 最初韓日會談時 請求하였던 八個項目에 對한 個別的  
金額으로 決定하지 아니하고 全体的으로 綜合決定하였기 때문에  
에 本協會所管 恩給 및 一時退職金의 該當額數를 分別할 수 없  
는 것이 아니라 이들 對象者의 受領할 總額은 三億七千三百萬弗以  
上이 되는 巨額에 達하는 것으로서 無償請求權 總額을 이에  
充當한 다 하더라도 不足되는 笑情이 故에 是에 不得已 八個項  
目에 對한 個別的 請求金 總額을 無償請求權 總額 三億弗에 按分  
하여 報償額을 決定할 것

나、本協會所管恩給(郵便年金)一時退職金)의總額決定

旧朝鮮總督府 및 그 所屬官署에 在職한 韓國人(判任官以上)

은 每月給料의 百分之二式을 積立하여 日本國庫에 納付한 것

으로서 在職十七年以上으로 退職한 者는 郵便年金을 在職

十七年未達로 退職한 者는 在職年數에 月給額을 乘하여 一時

退職金을 支給하기로 되었는바 在職十七年未滿者는 勿論 在

職十七年以上의 者도 八、一五解放과 同時에 退職한 者가 相

當數에 達하므로 이 둘을 合하여 八、一五解放當時까지 在職

年數에 月給額을 乘한 全額을 一時退職金으로 支給하여야 할 것

임、

그런데 八、一五解放前 退職한 者의 恩給은 退職當時에 恩給証

書를 交付하였으나 八、一五解放當時에 退職한 者는 恩給年

限의 如何를 不問하고 當時의 實情으로 보아 如何한 證書도 없을

수 있는 事實은 事實이며 判任官以上에 對하여는 職員錄에 詳細히

登錄되어 있을 것으로 그 職種과 在職官署 및 月給額等 在職事實

을 確認할 수 있는 것으로서 法的 根拠(恩給法同施行令其他細則等)가 確實한 事實에 證書의 有無를 不問하고 報償하여야 할 該 一時退職金에 對하여는 退職當時에 一時 玆로 支給하는 該이나 郵便年金은 終身 支給하는 該임으로 解放後 十九年間 延滯額과 本人이 死亡할 때 까지 支給할 金額을 參酌하여 報償 하여야 하며 이 該額을 받을 수 있는 者가 死亡하였을 때에는 半額을 支給하기로 되어 있음

以上에 依拠하여 本協會 所管 恩給 總額을 算出 決定할 것 但、同 金額 算出 上 必要한 資料는 本協會에서 所管 部의 要求에 依하여 調査 提出함

다、八、一五 解放當時의 円貨 換算額의 決定

八、一五 當時의 円貨 價值를 現在 우리 나라 元貨로 換算하는 代 있어서는 物價의 標準이 되는 該當時의 金價를 基準으로 하여 現在의 金價로 換算(解放當時 金一匁의 法定價格을 五円으로 定하였음)하거나 該當時 一匁을 円貨 一円八十錢의 比率

로換算하여 現在 貨額을算出하는 것이 가장適切한 것으로  
認定함

### 二 報償節次

가 報償事務의代形

恩給(一時退職金包含)을받을對象者는 總人員約六萬名  
으로推算하는바 政府나그所屬機關에서 이걸을個人相對로  
報償하는것은實上不可能이라고 恩惟의므로 各對象者別  
請求金額을 本協會에서一次的으로完全調査함다음 그結果  
를政府에報告하기로하고 政府의指示에따라 各對象者에게  
本協會를通하여 報償하는것이 가장適切한것으로認定함

나 恩給또는一時退職金의受權者甲에서 審議또는管理委員  
會委員을委屬

民間報償에있어서政府에서는 實情에適合한報償方途를講  
究하기爲하여 審査및管理委員會의構成과關係法令等 立法  
措置를取한다하는바 同委員會의決定事項은 그對象者들에  
게至大인影響이있는것임으로 그對象者甲 가장實情에精通

한 者를 本協會의 推薦으로 同委員을 委囑하여 그 實情을 委員  
會에 反映케 하므로써 報償額의 決定上 適正을 期할 것  
그러고 이 對象者들은 全部가 老衰期에 있음으로 何等의 經營  
事業도 없고 蓄財도 없어서 窮乏한 生活을 하고 있는 形便이 온데  
萬一 報償이 如意치 못할 境遇에는 그 家族數十萬名이 生活威脅  
을 當하게 되오니 이 實情을 充分考慮하시와 些少라도 怨恨이  
없도록 善処하여 주시기를 仰願하나이다。

個人請求權報償에 있어서 外務部主張에 대한 辯駁書

個人請求權報償에 있어서 去九月十六日 字號別紙와 같이 東亞日報에 發表한 外務部主張에 대하여 아래와 같이 辯駁한다

1. 政府의 外交特權으로 請求하였다는 點에 대하여 韓日協定에 依하여 無償請求權 三億弗을 받기도 한 것은 勿論 政府의 外交特權으로 請求하였다는 것은 事實이나 아무 此外 外交特權이 있더라도 請求의 原因인 債權關係가 存在하지 아니하면 請求할 수 없는 것이며 이와 같이 個人對國際間에 있어서 는 個人으로서 相對國에 對하여 請求할 수 없는 狀況에 政府가 國民을 代表하여 請求하지 아니하면 國民即權利者들에게 至大한 損失을 招來하므로 政府가 代行人 地位에 政府가 이를 請求하였다는 一事를 憑藉하여 請求의 結果인 無償請求權 三億弗을 그 對象者인 各債權者에게 報償하지 아니하고 政府가 独占한 理由가 邦邊에 있는지 全然 理解할 수 없다

要컨대 政府하는 것은 對外的이나 對內的으로 國民의 權益이나



侵害를保護 또는防止하기爲하여 樹立된國民保護機關이므로  
 日帝時에被害된國民의權益을挽回게하는것은 政府의當然한  
 義務이것이며한營利機關視하여 斡旋을代價를要求하는것은  
 言行을取하는것은 法治國家에서볼수없는現狀으로서 遺憾이  
 하고 아니할수없으니 獨立國家의堂々한外務部로서 被害된  
 國民의權利를挽回할以上 各對象者들에게適正報償을完了하므  
 로써 内外에 더욱國威를闡揚하도록措処하여볼것을要望함  
 2 本件請求에關하여 國民個人으로서부러委任狀을받아 請求한  
 것이아니므로 個人에게報償할義務가없다고 主張한點에對하  
 여  
 第二次大戰에서 日本이無條件降復後日本은聯合國의 占領下  
 에있었으나 早期對日講和方針에따라 一九五一年九月八日  
 日本이美國桑港에서 聯合國과平和條約이締結되었는바 우리  
 나라는調印當事國은아니었으나 大戰中被害額이相當한數에達  
 하였기때문에 同條約第二十一條의規定에依하여 同第二條



되어야 할 것이 다 要컨대 聯合國에서 桑港平和條約第四條의 規定適用을 우리나라에 認定한 것은 大戰中被害된 國民의 權利를 保護한 事實으로 韓日協定에 依하여 輸入된 無償請求權은 輸入된 때로 그 對象者들에게 還元시키려는 것이 協定精神으로 보아 當然한 事實이 아닐가

3. 國家間의 報償과 請求權 그 것이 바로 個人請求權을 報償할 義務가 생기려는 것이 아니라 는 國際的先例가 많았다는 點에 對하여 이와 같은 問題에 對하여 國際的先例가 있다 고 하는 바 國家에 따 라 實情이 各異하기 때문에 一律的으로 매 들을 지울 수는 없는 問題로서 國民이 그 權利를 拋棄하였든지 또는 무슨 特別한 理由가 있을 때에는 別問題이지만 그러나 恩給關係金額은 在職當時 每月給料의 百分之二式을 控除하여 國庫에 納付하였든 金額을 恩給으로 支給하는 事實으로 數十年分을 橫算하면 無償請求權總額보다 超過하는 事으로서 其와 實의 結晶体일 그 代價를 本人이 棄權하지 아니하는 以上 政府에서 剝奪할 수 없는 것이 다 現在 美·英兩國은 比律賓이나 印度에 規定대로 恩給을 支給하고 있는

대그先例가없다는것은理解할수없는것이다

4 原則的으로個人報償들은法的으로消滅되었다는點에對하여

韓日協定의批准書가交換된後에는 完全히協定의效果가發生하

므로 그後부터는假令韓日協定前에既存한 權利가있다하여

도다시總及請求하거나 異議를提起하지못할지연경 韓日協定

前의既存權利가消滅되었다는 法的根柢가여더있는지解明하여

주기를바란다

外務部의主張대로말하면 다消滅된民間請求權을 무슨方途로

만였는지알수없다 고명지아니하면 우리政府가韓日協定締結

以後부터消滅되었다는말인가 이協定이야적効力도發生하기前

에 無償請求權에對한 民間報償時効가完了되었다는것인지

解得할수없다

5 日本은樂港平和條約第四條에依하여 韓國에對한請求權을拋棄

하였으며韓國은 이로서日本에對한請求權의 어느部分에相殺

되었을을考慮하지아니할수없음으로 結局個人請求權에對한

報償은政府에서法的義務가없다는點에對하여

日本이 平和條約 第四條의 規定에 依하여 韓國에 對한 請求權을 拋棄했으며 韓國은 이로서 日本에 對한 請求權이 어느 程度 消滅 即相殺되었음에도 不拘하고 無償 請求權 三億 弗을 받게 되었다는 것은 相殺된 部分의 金額을 더 많이 받은 結果가 되는 故로 無償 請求權 對象者들에게 相殺된 部分에 該當하는 金額을 追加 報償하여야 할 것임으로 政府로서는 도리어 不利 할 말을 하고 있다. 事實은 즉 同條約 第四條의 規定에 依하여 韓國에 對한 請求權을 拋棄하였다는 것은 會談 當時 日本側의 主張에 依하면 國家財產에 限하는 것이 고 民間財產에 對하여는 該當하지 아니한다고 하다가 最後에는 우리나라 主張이 貫徹되었다는 것을 仄聞하였는바 事實上 日本人 私財 即 歸屬財產을 우리나라에서 相當한 國庫收入을 하고 있음으로 이 것을 一種의 賠償金으로 보고 無償 請求權 對象者에게 追加 報償하여야 할 것임에도 도리어 相殺로 因하여 法的義務가 없다는 것은 무엇을 意味하는 것인 지 解得할 길이 없다

6. 個人請求權報償에 있어서 政府가義務를진다면 南韓에居住者  
아니하고있는 通人에對하여서도法的인義務가없을수없다는  
點에對하여  
疆國은韓半島에서 惟一한合法政府를樹立하고있는것은事實이  
나 現在笑情으로는 北韓에까지行政權이및지못하므로 그地  
域의個人請求權을 우리政府에서받았을理由가없음으로 우리  
疆國에居住者에限하여 日本으로부터 無償請求權三億弗을  
輸入하기로한것임에도不拘하고 도리어問題를알오키는말을하  
고있는것은 알수없는일이다。

以  
上



한일회담. 청구권 관계자료, 1966

분류번호	723.1 JA
등록번호	1807





분류번호	723.1JA 청 1966	등록번호	1807	보존기간	
기능명칭	한일합동. 향구현 관계 자료, 1966				
생산과	동북아주과	생산년도	1966		
		M/F No.			

張

자산 수출 건설

재 무 부

재국고 1221.1-3236 (72.4813)

1966. 6. 25.

수신 외무부장관

제목 자료제출 의뢰

*[Handwritten mark]*

국회 재정경제위원회에서 " 독립유공자 및 대일민간 청구권 보상에 관한 법률 (안) "의 심의에 참고 하고자 다음 자료의 제출을 요구하고 있으니 1966. 7. 2. 까지 당부로 제출하여 주시기 바랍니다.

- 1) 한일 회담시 정부가 일본측에 제시한 청구권의 내용과 그 금액.
- 2) 한일 회담을 통하여 일본측이 시인한 청구권의 내역과 그 금액 (7천만불의 내역). 끝

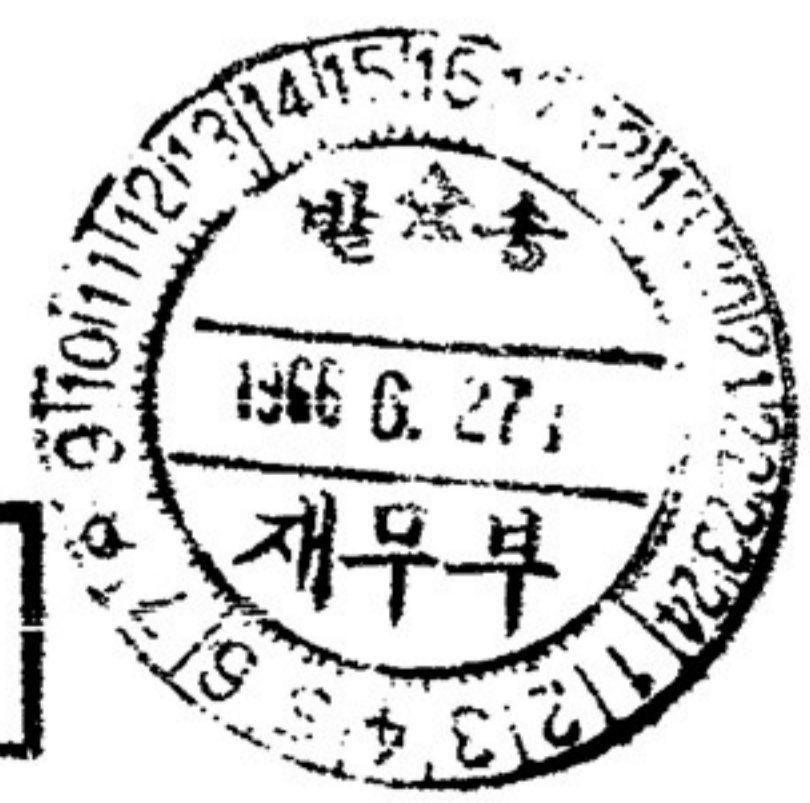


재무부장관 김 정



45 P

남세로 자립경제



의 부 부

의아부 1221.1.

수신 국무부장관

참조 국무부장

제목 대일청구권 관계 자료 송부

1. 재국부 1221-3236(72.4813)(66.6.25.)에 대한 송신입니다.
2. 한일회담의 고립과정에서 일측이 제시한 8개항목에 관한 청구권의 내용 및 그 금액과 일측이 제안하였다는 소위 7,000 만불과 관련하여 아래 사항을 참고하시기 바랍니다.

가. 일측이 제시한 청구권 내역:

일측은 1952년 2월 20일 제 1차 한일 회담에서 8개 항목의 "대일 청구권 요약"을 일측에 제시하였고 이것을 근거로 하여 제 6차 실무자 고립까지 진행되었으나 합의에 이르지 못하였고 1962년 8월부터 양측 수석대표간 예비회담부터 정치적 해결을 모색하게 되었던 것입니다.

상기 8개항목의 청구권 내역에 관하여는 정부에서 66.1.29 일자 의아부 700-1573 로트 귀부(참조 국무부장)로 송부한 공문용 "청구권 문제에 관한 한일양측 입장 대조"를 참고하시기 바랍니다.

나. 일측이 제시한 청구권 위수

일측은 한일회담 진행과정에서 상기한 8개항목의 청구권 내역에 각 항목별로 전부 또는 일부의 추산위를 산정하여 일측에 제시하였을 때, 어떤 특정위를 확정하여 이쪽 대의 청구권의 총액으로 일측에 제시한 것은 없음



동양	외무	부	장	과	장	국	장
고재일	장						

5

460

다. 일축이 제시하였다는 7,000 만불설

태입 재산 청구권 문제에 관한 한일간 교섭은 양측의  
견해차이가 커서 합의에 도달할수 없게되었으므로 1962년 8월  
수석대표간의 예비회담을 계기로 정기적 교섭을 시도하게 되었고  
이러한 과정에서 일축은 7,000 만불을 순 현재로 제시한 일이  
있으나 이 7,000 만불에 대한 내역은 밝힌 일이 없음. 같

외 부 부 장 관 이 통 원

1961

30

# 대한민국 외무부

지급

번호: JAW-07528

착신전보

일시: 301759

수신인: 외무부장관 귀하

발신인: 주일대사

대WJA-07304

담	당	과	장	국	장	차	관	장	관	공 일 람	중 북 아 주 과

대외지시에 관하여 일본 외무성 배상 사무 당국자와 접촉한 결과를 다음과 같이 보고함.

1. 동 당국자는, 청구권 협정 실시를 위한 금후의 약정대상으로서 일본정부에 의한 "인정", 실시 계획에 포함시킬 ITEM중 합동위원회 운영 세칙에 관한 것 등이 우선 생각된다고 말하면서 일본측으로서도 현재 일본제에 관하여 검토중에 있다고 말하였음.
2. 동 당국자는, 표준 양식을 정한다는 것은 민간 계약의 형식 또는 양식등에 관해서 양국정 부관에서 이미 양해하여 둔다는 것으로 이해되는바 지금까지 일본정부는 여사한 사항에 관하여는 정부간 약정 형식으로는 하지 않고 UNOFFICIAL AGREEMENT 의 형식으로 하여 사실상에 있어서 실시의 원활을 기하도록 하여 왔다고 말하였음.
3. 한일양국간의 세부 약정은 일본정부가 이미 마국과 체결한 것을 그대로 채택할 수는 없고 구체적 사항에 따라 구체적으로 약정되어야 할 것이라고 말하였음.
4. 세부 약정은 주로 교환공문 형식으로 체결되어 왔으며, 이러한 경우에는 동양주재 구매 사절단장과 외무성 배상담당 심의관 사이에서 교환공문이 이루어진다고 말하였음.
5. 당부는, 본건에 관한 일본측 입장을 보다더 상세히 타진하기 위하여 외무성 관계 당국자 들과 내주 초에 다시 접촉하기로 외무성측과 양해하였음. (주일정 - 외통협, 외아복)

7

비서	<input checked="" type="checkbox"/>	아주	<input checked="" type="checkbox"/>	통상	<input checked="" type="checkbox"/>	상공		청와대
총무		구미		경기		농림		총리실
의전		정문		정공		조달		수 산
여권		방교		중정		외연		공보부
육군		해군		공군		해병		합 참

검인:

수신시간:

JUL 30 PM 7 47

462

187

장

# 대한민국 외무부

착신암호전보

~~비밀~~  
CONFIDENTIAL

번호: JAN-08024

지급

일시: 011657

수신인: 외무부장관

발신인: 주일대사

동북아 과	공 람	담 당	과 장	국 장
	3월 3일	장		

다음전문을 경제기획원장관 (참조: 경제협력국장) 에게 전달바람.

1. 본단에서는 경제기획원에서 송부하여온 제 2 차년도 실시계획안과 이에관련한 제출명에의거하여 일본정부와 비공식협의를 위한 실시계획 (본단이 재작성하여 일측에 제시한자로는 인편으로 별도 송부위 기일) 작성하여 일본측과 협의중에있는바 우선 일측이 제시한 의견은 다음과 같음.

가. 실시계획에 계상된 총액 (9 천 6 백만불) 은 협정상의 금액보다는 약 배액에 가까운것이며 일차년도에 인입되는 금액을 가산하면 약 1 억불에 해당하는 약정금액과 지불금액의 차가 생기는 결과가 되는것으로 이를 어떻게 조정하심 노나가 큰 문제점이다. 이 총액문제와 관련하여 한국측은 한일경제협력회에서 다루는것이라는 의사로 듣고있는바 일본의부성으로서는 이와같은 중요문제를 외무각료가 참여차있는 경제협력회의 회의에서 결정지우는 데는 관성이/해 가 어려운점이있다.

나. 제 2 차년도 실시계획에는 총액 즉 해상운임, 보험 및 은행수수료등의 지불 항목은 CATEGORY D 로하여 별도설정함이 필요로한다.

다. 실시계획 내용에대한 충분한 검토가있어야할것이나 제 1 차년도 실시계획 합의에 기리 상호 토의를하여 합의한 RECORD OF DISCUSSION 의 내용은 충실히 이행해주시기바란다.

라. 유상자금 년도실시계획작성에있어서는 제 1 차년도 실시계획과 마찬가지로 연간 지불한도액을 동시에 확정지우는 데 그금액은 제 1 차년도 미사용잔액을 포함하여 협정상 정된 금액을 초과하지않기바란다.

비서	아주	통상	상공	청와대
총무	구미	경기	농림	총리실
의전	정문	정공	조달	수 산
여권	방교	증정	외연	공보부
육군	해군	공군	해병	합 참

검 인

1953년 2월 11일 52

담	당	주 무 자	과 장

의 신 과

~~비밀~~  
CONFIDENTIAL

463

~~III~~ ~~금~~ ~~비~~ ~~밀~~  
CONFIDENTIAL

2. 제 2 차년도 실시 계획에 대한 구체적 내용에 관해서는 외무성으로부터 심의관의  
총괄담당하에 관계 각성에서 검토중이 있으며 8.2 정재평 계획부장은 시트다 심의  
관과 회담할 예정인바 이에대해 아측 계획안을 보다 상세히 설명하고 일족의 사들, 상세히  
마진할 작정이며 그결과를 추후 보고 하겠다. (사정단장)

66.12.31 일반문서로 재분류

1966.12.31. 에 예로문에  
의거 일반문서로 재분류됨

9

외 신 과

~~III~~ ~~금~~ ~~비~~ ~~밀~~  
CONFIDENTIAL

464